

 口絵1
 黒川古文化研究所所蔵「無佛斉古瓦譜」抄 (番号は図1に対応)

 1 表紙
 2 第1丁右頁「無佛斉古瓦譜」付箋と蔵書印
 5 第2丁左頁
 12 第6丁右頁「外記庁」紫褐料瓦





藤原貞幹の墓は、真如堂の北、吉田山東麓の神楽岡墓地にある。高さ1m 強、 方柱形墓碑の南面に大きく「無佛斎先生之墓」と篆書し、西面に6行にわたっ て「先生姓藤原、諱貞幹、字子冬。蒙斎其號、稱藤叔蔵。平安人、其先蓋出于 吾二十一世之祖云/敦敏博古、最精典章。所著有、天智帝外記・延暦儀式帳考 圖・楽制通考・七種圖考・古印譜/并考・銭譜・集古図・逸號年表・書學指南・ 好古日録小録等。文務簡捷而證據甚確。寛政丁巳/八月十九日以疾終、享年 六十六。無嗣。先生雅尚實學、不好釋氏。因別號無佛。門人藤原以/文、禮 葬于神樂岡東足云。正三位行權中納言兼右衛門督藤原朝臣資愛誌、従五位上 行/少監物兼備前守紀朝臣宗孝書、平安三雲孝篆、文化十年八月十九日藤原以 文建之」(/は行替位置、句読点と中黒は新たに加えた)の銘を刻む。貞幹の死 後間もなく建てた墓碑を作り替えたとする説もあるが、藤原以文の告文が言う「命 石工改刻修造遂功」が文化13年のことなので、17回忌に建碑したと考えられる。 碑銘には、藤原貞幹の号・字名として、無佛齋・蒙斎・子冬・藤叔蔵の名があるが、 福千財や源高美・路雅言の名はない。同好の人士が貞幹を引用するときも、後者 を用いた例はない。『仏刹古瓦譜』のペンネームが、碑銘にある「不好釋氏」の 理由で貞幹が使った偽名とする根拠である。墓碑は銘のない北面が著しく剥落し ている。近世考古学史を語る重要資料で、保存措置が望まれる。

口絵 2 貞幹墓碑(左京区浄土寺下馬場町神楽岡墓地)

館 蔵 品 研 究 黒川古文化研究所所蔵 9 「無佛斉古瓦譜」 について

上原 眞人

はじめに

には、松平定信(一七五八~一八二九年)が蒐集した「旧松平楽翁公所蔵 特徴を比較検討する研究者には有効な資料となる。ただし、 を越える瓦は、時代や地域が限定される行政発掘資料と異なり、 が不確実となり、学術的に研究する上での限界をともなうが、一○○○点 が仲介した資料の感が強い。業者が仲介すると、出土地や出土状況の情報 下の著名寺院を中心に、一部朝鮮瓦を含む日本各地の出土古瓦を雑然と含 見ただけで私にも理解できる瓦を例に挙げれば、奈良県下、京都・大阪府 ており、まだ私には全貌が把握できない。目録[西村・菅井一九八七]を 書画・染織・瓦など、各種の古美術品・考古資料・文化財が多数収蔵され 品」が含まれ、 黒川古文化研究所には、刀剣・鏡・銅器・銭貨・藩札・陶磁器・仏教美術 出土資料というより採集資料、 日本の古瓦研究史の第一頁を飾っている。 特定収集家の手になるというより業者 所蔵古瓦資料 広範囲に

聞いていたが、大学図書館でも見たことがない超稀覯本である。そのなかされている。住田正一『国分寺古瓦拓本集』(昭和九年)などは、噂には実物以外の日本の古瓦研究史を検討する資料として、拓本が一三件登録

がある(図1・口絵1、以下「本書」と呼ぶ)。 に瓦拓影二〇点からなる藤原貞幹(一七三二~九七年)の「無佛斉古瓦譜

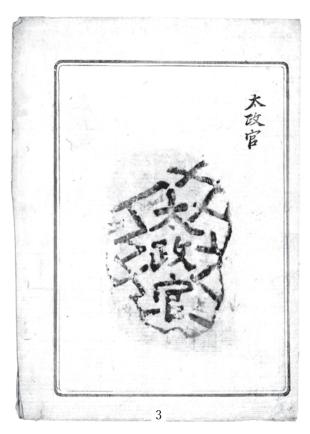
本書は作者名も自序も欠くが、貞幹が自ら採拓した瓦拓影集と証明できる。ただし、各地の公立図書館や大学・博物館等が所蔵する貞幹『古瓦譜別の書名を付したものはなく、体裁も本書と異らない)に「無佛斉古瓦譜」の書名を付したものはなく、体裁も本書と異らない)に「無佛斉古瓦譜」の書名を付したものはなく、体裁も本書と異らない)に「無佛斉古瓦譜」の書名を付したものはなく、体裁も本書と異らない)に「無佛斉古瓦譜」の書名を付したものはなく、体裁も本書と異らない)に「無佛斉古瓦譜」の書名を付したものはなく、体裁も本書と異らない)に「無佛斉古瓦譜」の書名を付したものはなく、体裁も本書と異らない)に「無佛斉古瓦譜」の書名を付したものはなく、体裁も本書と異った。

貞幹『古瓦譜』の序文等に年紀があれば、安永五(一七七六)年がほとら古書展で貞幹『古瓦譜』の序文等に年紀があれば、安永五(一七七六)年がほとり、二○○あるいは三○○におよぶとされ、現在一九四四]。異本は一○○、二○○あるいは三○○におよぶとされ、現在一九四四]。異本は一○○、二○○あるいは三○○におよぶとされ、現在の土に配布あるいは販売する目的で製作したと考えられている[清野好の士に配布あるいは販売する目的で製作したと考えられている[清野好の士に配布を表記。 (一七七六)年がほとも古書展で貞幹『古瓦譜』が出ることがある。



図1 黒川古文化研究所蔵「無佛斉古瓦譜」

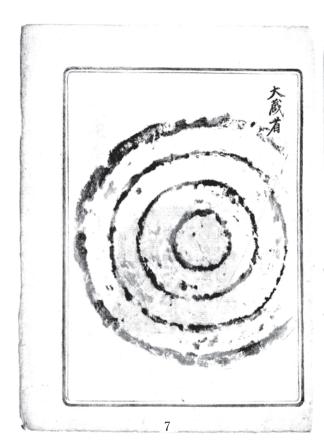
「無佛斉古瓦譜」は、縦 26.7cm、横 19.7cm の 10 丁からなる袋 綴冊子本で、黄土色表紙(1)に書名をペン書きし、茶色の細 組紐で右綴じしていたが、現在は綴紐がはずれている。表紙も 綴紐も後補だが、和紙を二つ折りにした本体の綴孔位置も表紙 と同じなので、本格的な和綴本の一部を簡易製本し直したとは 考えられない。他の貞幹『古瓦譜』では、20・21の前に平城宮 瓦の拓影があるので、本書に乱丁・落丁があるのは確実である。 各頁には太線と細線二重の青枠で縦 21.8cm、横 15.3cm の版 面を設ける。第1丁前頁(2)の版面外右上に「無佛斉古瓦譜」 とペン書きした付箋を添付し、右下に「杉浦蔵書」の朱印を押す。 本図は二つ折りにした和紙を開いた形にレイアウトしたが、これ で二重線青枠2つが和紙の大きさに対応する版木に彫ったことが わかる。収録された「春興殿」「太政官」「警固所」「鴻臚館」「典 薬寮」「大蔵省」「左京築垣」「右京築垣」「左京職」「檢非違使 廳」「外記廳」「神祇官」「大學寮」「木工寮」「主計寮」「廩院」 「中務省」「民部省」「又」「又」の傍書を印字した拓影 20 点は、 他の貞幹『古瓦譜』で同一個体や類品を確認でき、貞幹の号名 に由来する「無佛斉古瓦譜」の表題は妥当である。ただし、同 じ書名の異本は未確認で、青枠で版面を設定し、傍書を印字し た貞幹『古瓦譜』も見たことがない。青枠は完形軒瓦を収めるに は小さく、7の重圏文軒丸瓦は一部を採拓しない。収録された 拓影は不鮮明で、原品を彫り直した形跡もあり、最末期の貞幹『古 瓦譜』と思われる。

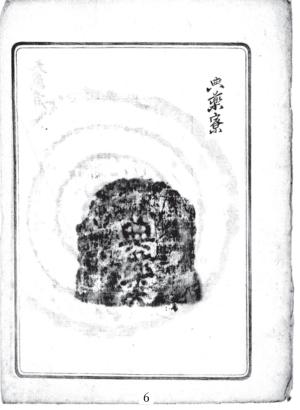










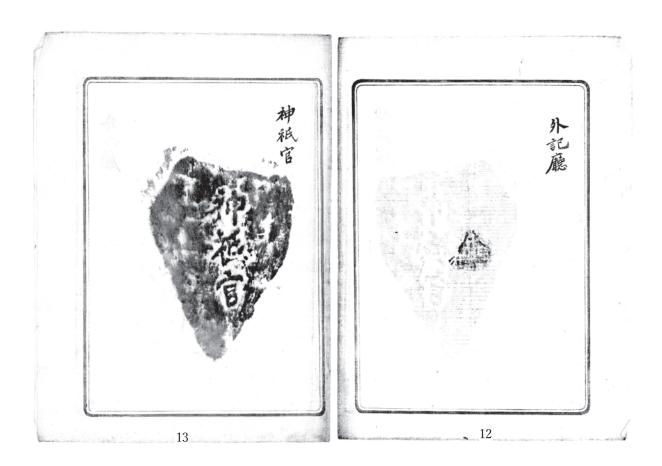


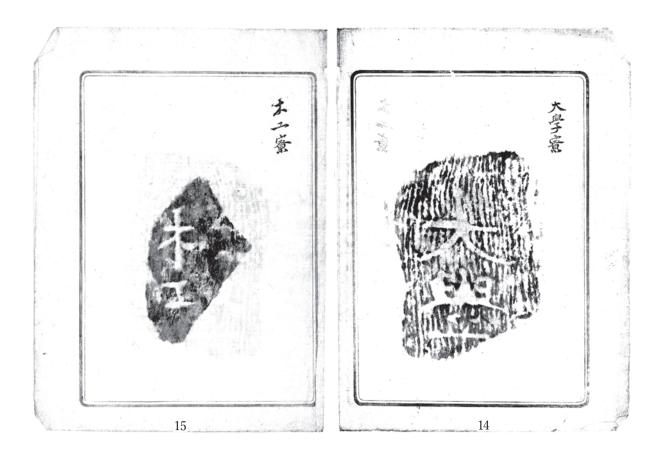










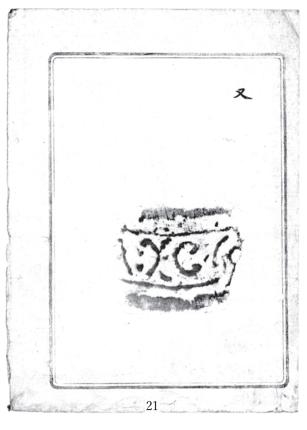


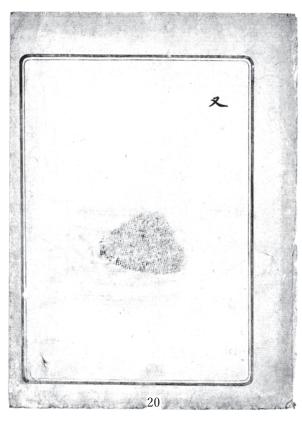












藤原貞幹の古代研究

日本の古瓦研究は江戸時代にさかのぼる。原動力となったのが藤原貞日本の古瓦研究は江戸時代にさかのぼる。原動力となったのが藤原貞日本の古瓦研究は江戸時代にさかのぼる。原動力となったのが藤原貞が、一筋縄でいかないのが藤原貞幹である。

版本で刊行され『日本随筆大成』にも収録された貞幹最晩年の著作『好 年ニシテ佛理ノ非ナルヲ知リ、 享保十七(一七三二)年六月二十三日に生まれ、 ιV 察し調査し筆写・記録し考証している。 なら何でも好奇心・興味を抱き、何かわからなくても、 がる項目を見ると、 古小録』(寛政六〈一七九四〉年序)や『好古日録』(寛政八年序)に挙 分野毎に述べる。 賢未發ノ論説多シ」と概観し、以下、誰に何を学び何を考究したのかを 以、中年ニ至リ捨之。國朝歴史各校正ヲ加フ。日本紀等ノ説ニ至テハ先 キモノハ皆摹造シテ不捨。又観相ノ學ヲナス。此學人ヲ惑スノ事アルヲ 又金石遺文ヲ索捜シテ、寸金尺石破盂缺椀ノ微トイヘドモ、古ヲ徴スベ 雅ヲ事トス。尤古書畫ヲ好テ、片楮半葉トイヘトモ、必摹寫シテ不遺 (あるいは報告できない)人士は多い。後述の捏造癖は別にして、 藤子冬略傳 [吉澤一九三一] によれば、貞幹は権律師玄凞の子として わからない遺物は記述法や図化法が定まっていないため、 占い(観相之学)にも通じていたのは意外だったが、 古文書・金石文・書画・建築・出土品など古いもの 還俗シ、專ラ儒學ヲ尊信ス。諸儒ニ従文 現代の遺跡発掘調査報告書で 一一歳で得度。「十八 実物を博捜し観 報告しな

究者として貞幹に見習うべき姿勢は少なくない。

以下五種類の出土品・採集品・購入品?を紹介、考証する。 真幹の考証例 たとえば『好古日録』[八十]「無名古器」項(図2)では、

強の金銅環。貞幹も同じものを所蔵していた。智陵(山科陵、御廟野古墳、京都市山科区)の近くで出土した径二㎝①用明陵(河内磯長原陵、春日向山古墳、大阪府南河内郡太子町)・天

紅もしくは淡紅色(瑪瑙?)・白色(水晶)・淡黒色の玉。②出土・採集地を明記しないが(あるいは①と同じか)、青色(碧玉?)・

④六角鳥丸の市で購入?した径四㎝弱、厚三㎜の蟠龍文を施した円盤れた「瓦器」。何か分からないと言いつつも、計測・図示している。③二十数年前(安永年間?)に岡崎村(京都市左京区岡崎)で掘り出さ

強で、背面に菊花紋四個を打刻した円形方孔の鉄板。図示。⑤由来を明記しないが④と同時に入手したものか。径約二・五㎝、厚三

形銅器。

中心に一孔を穿っている。

図示。

ることもあった。 なる視点だ。なお、 には該当しないが、 金は聖武朝以降だから 用明陵や天智陵とは無関係だろう。 さく、大きさからすると後期古墳に多い耳環の可能性がある。とすれば、 の好古人士間では交流が盛んで、 ①は図を欠くので明言できないが、 古墳時代金銅製品を評価する上では今日なお基本と ①に似た出土地不詳品は貞幹も所蔵していた。 「西土造ルモノナラム」という考証は、 興味があれば持ち寄ったり実見に訪れ 用明・天智朝に金はなく、 終末期古墳の棺飾金具にしては小 日本産の 金環自体 近世

ガラス小玉を含む可能性もある。「念珠ニテハ非ルベシ。上世ノ器玩ナしれない。土玉が認識できないのならば、碧玉・瑪瑙・水晶製ではない②が石製品なら弥生~古墳時代の小玉だろう。淡黒色小玉は土玉かも

「器玩(非実用品)」と評価せざるを得なかったのだ。ラム」という考証は妥当である。貞幹の時代には耳飾も首飾もないので、

価されている[斎藤一九七六]。ことで、資料の全貌を紹介した。現在は、縄文土器の最初の報告例と評何ノ器タルヲシラズ」と考証を放棄したが、図示して詳細な寸法を記するは図から中期縄文土器の破片と考えられる。「博古ノ人ニシメスニ、

④⑤は一見銭貨に見えるが、⑤に関しては貞幹は「俗誤テ厭勝銭トス(世間ではこれを誤って「厭勝銭(護符などに機能する非流通銭)」と

も将来、 ある。 の 学は類品を集積することで、 は令和二年度秋季特別展として『ナニこれ?―平城京出土の用途不明 幹は現在の我々を超越しているのだ。 告しない , i 取った評価である。一方、①②④⑤に言及した研究は寡聞にして知らな 示して識者の注意を喚起したことにより、 試みは斬新かつ有意義である 「無名古器」項のなかでは、 と題し、 わからない物は言及しない、発掘で正体不明の遺物が出土しても報 そのためには報告困 新たな出土状況や共伴遺物などから用途や機能がわかることも (報告できない)という現状を反映する。 発掘で出土した用途・機能不明品を一 .難でも公開するのが重要である。 機能や歴史的意義を解明する。 ③の縄文土器の記述が著名で、 なお、 奈良市埋蔵文化財センタ 世紀以上を経た後に勝 堂に展示した。 好奇心において、 正体不明 同センター 貞幹が図 考古 貞 品

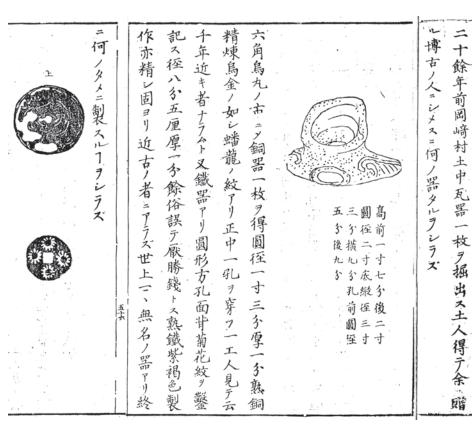
図2 『好古日録』[80]「無名古器」項

『好古日録』は「秦爾」「漢委奴国王印」「親魏倭王印」「古銭」「古瓦文字」「石人・ 石室」「碑」「手印」「花押」「牛王」「周尺」「古斗」「上世食器」「アミ衣」「鋳剣・鉾 鋒」「鴨毛屛風」「玉石」「浅間山」「岩佐又兵衛」等々119項目におよぶ雑多な資料 紹介・考証を無秩序に掲載する。「古銭」項では唐~清に至る中国銭を概観。「石人・ 石室」項では福岡・石人山古墳や飛鳥・猿石、「碑」項では大阪・松岳山古墳の石棺 の前後に立つ板石を図示。「鋳剣・鉾鋒」項では香川・大見や広島・諸延八幡の平形 銅剣を比較。「玉石 | 項では平安宮太極殿の礎石や元明天皇陵碑の石質を論じるなど、 貞幹の関心は縦横無尽に展開する。近世文人の知的ネットワークで得た資料や知識も 少なくないと思われるが、松岳山古墳の板石スケッチや礎石・石碑の石質は自身で実 査・確認したに違いない。一方、『好古小録』は「金石」「書畫」「雑考」の3章を設け、 金石章には16件の墓誌・石碑を中心とし「驛鈴」「伊豫國道後湯碑」「奈良西京薬師 寺東塔銘」「小野毛人墓碑」「陸奥國多賀城碑」「山城國白河村天神宮鐵鉾銘」「古 宮殿廢址屋瓦文字」など 22 項目を、書画章には「僧空海書」「道風朝臣書」「佐理卿書」 「宮城古圖」「墾田圖」「年中行事畫模本」「伴大納言繪詞」「伊豫三島社神寶圖」「清 水寺縁起」など歴史著名人の書や古図・絵巻・縁起の解説 103 項目を収め体系化を めざす。雑録章 57 頁目も建築・古瓦・書籍・尺・度量衡・硯・紙・文様など、類似 項目を近くに置くなど配慮している。『好古日録』序文には、「好古之情」を共有する 人士に向け、永年苦労して自ら集めた「異事奇品」を羅列した版本を公刊するが、意 見があれば書簡を乞う旨を記す。ここで取りあげた「無名古器」項では、「其何ノ用ア ルコトヲシラズ|「何ノタメニ製スルコトヲシラズ|「何ノ器タルヲシラズ」と評せざるを 得ない金属器、石製の玉類、土器(瓦器)を紹介し、まさに「博古ノ人」の「後考ヲ俟」 つ奇品が並ぶ。考証には独善的なものもあるが資料に接する姿勢は謙虚で、資料を 捏造するようには見えない。人は見かけによらないものだ。

器 1) モニ 玩 摇 圓 力然 出 徑 ス 心其 Ł ŀ 分 云 許 氽 何 純 亦 金 用 枚 精 アルフランラズ按二 ヺ 煉 藏 其 形 何 V ナシ 丣 製 3 1) 國 作 出 朝 絶 ル 7 金 隹 ヺ 若 ヺ シ 出 膠 ラズ 1 御

古 田 金銅 無 晢 = 環ラ蔵ル者アリ 名 得 古 ۴ 器 云 山 階 用 御 眀 帝 陵 ラ去 御 陵フ ル 五 六 去 + بار 六 丈 七 許り + 土 文 中 許

五本



晶 或 ナハ非ルベン 造 聖武帝ノ御宇 心者ナラム後 又淡黑色ノ者 珠數顆ラ蔵ス或 上 世ノ器玩ナラム 也 考 アリ其 天 青 ラ俟 智 似出 帝 形 雲 4 用 り珠 其 明 帰り 大サノロリメノ 或 红 御字黃金 或 淡 红 珠 ナシ 似共 久瑪 然レハ 如シ 1). 我也 念 白 西 林 土 水

一藤原貞幹の古瓦研究

「官」字を左に独立させる。『好古日録』[十]「古瓦文字」項(図3)では文字瓦を列挙・図示する。『好古日録』[十]「古瓦文字」項(図3)では文字瓦を列挙・図示する。「官」字を左に独立させる。

ない匿名的ペンネームである。仏教が嫌いな貞幹は、 明記された周知の異名であるが、『仏刹古瓦譜』 使われた。 を反映したものだ。一方、寺院には宮殿よりも多種多様な各時代の瓦が 古小録』[金石二十二] 「古宮殿廢址屋瓦文字」項)という貞幹の主張 分の名を残すのを潔しとしなかったのである。 齋や蒙斎・藤叔蔵・子冬などの号や字名は、 千財」等の名で編集し「千財」印など『古瓦譜』と別の印を押す。 般的であるが、『仏刹古瓦譜』は「平安源高美」「平安福千財」「路雅言」「野 は基本的に「平安藤貞幹」「左京藤貞幹」「藤原貞幹」などの本名で編集し、 して『古瓦譜』と別巻もしくは合本としたものが多い。 字ノ観ルベク、碑銘ト並べ賞スベキ者、何ゾ塵土ニ委スベケンヤ」(『好 編纂されている。「小片ノ毀瓦トイヘドモ、古製ヲ考ルニ足ル。況ヤ文 「貞幹」「子冬」「無佛齋」などの本名・字名・号名印を押したものが一 宮殿瓦を扱った貞幹『古瓦譜』 にもかかわらず寺院瓦の扱いは副次的で、『仏刹古瓦譜』と は、 図3の平安宮所用文字瓦を中 貞幹墓碑銘 は他の貞幹著作に見え 寺院瓦拓影集に自 さらに『古瓦譜 (口絵2)にも 無佛

幹蔵品にも反映されている。貞幹墓碑(口絵2)を建てた藤原以文が寛貞幹蔵品にみる瓦コレクション 仏教寺院を好まなかった事実は、貞

堂提 提 提 士 金 平 録 れ 録され[吉澤一九三一]、貞幹がもっぱら古代の宮殿・官衙跡で採集さ る瓦の破片だけがある。 の金堂がそれだ。その他は建築材すら残っておらず、 よれば先王の宮殿で現在まで残るのは平城宮の朝集殿だけだ。唐招提寺 此餘平安諸官舎廢址瓦数十片縣之」「主人曰 瓦 た瓦を手元に残していたことがわかる。しかし、 ·城宮瓦 紫香楽宮瓦 長岡宮瓦 太極殿碧料瓦 十(一七九八)年三月、貞幹の遺品のなかから見つけた自筆の蔵品 多賀城瓦 「訪古遊記」 (図3)や貞幹『古瓦譜』に掲載された文字瓦はない。 其他寸木不存、 逢阪關瓦 には、 「古屋瓦」として「滋賀宮花頭瓦説見下 不破關瓦 其存者唯廢址毀瓦也、 小さな破片でも大切に所蔵する理由だ)」と記 土佐國府瓦 賀茂社古瓦代為 先王宮殿今存者平城朝集堂 外記廳瓦 太宰府瓦 故雖小片必珍蔵 そのなかに ただ遺跡 足利學校瓦 藤原宮瓦 に散布す 『好古日 都府樓 、私見に

褐料瓦小片 瓦小片 字のある閑院内裏瓦が 以上五種追記 有小町二字 朝 院瓦立粟字 瓦小片 0 化爲石者 齋遺傳書領目六」)には「古瓦品目如左 箱入十九種」として「藤原宮紫褐色 堂院 瓦為硯者 右六種各小片 貞幹の死後、佐々木春行が譲り受けた遺品目録(竹苞樓所伝の 「古屋瓦」にほぼ対応する。 平安宮太極殿碧料瓦 平城宮瓦小片 逢坂關瓦小片 足利學校瓦小片 東大寺瓦 多賀城瓦 太宰府全瓦一枚 が登録されている[吉澤一九三一]。 治部 已上訪古遊記所載者」、「又品目如左 『好古日録』に掲載されているが、 平城宮紫褐料瓦小片 乾臨閣瓦 不破關瓦小片 又小片 備前 省 後者は 都府樓全瓦一枚 瓦 岡 閑院内裡瓦^{在修字} 吉備 又全瓦一枚 山 粟 土佐國府瓦小片 學 津宮古瓦 **子校全瓦** (栗)」字のある稟院瓦と「修 紫香楽宮瓦小片 多賀城全瓦一枚 外記廳全瓦 枚 箱入七種 」として「稟 前者は 賀茂社古瓦化為石者 東 賀茂社古瓦小片 福門 (所出不 いずれも出 「訪古遊記 院 長岡宮瓦 御 . 知 同黒料 「無仏 所瓦 活古瓦

等)は廃棄処分していたのである。て残し、二重採拓法などの捏造に使ったはずの多量の拓本原型(文字型品で実物が確認できる。つまり、貞幹は基本的に実物・本物を遺品とし

原 年の貞幹蔵品にこれが含まれている事実は、貞幹の信念のゆらぎが架空 設を示すという貞幹の信念に反しており、 う指摘は『好古小録』[雑考六] にも見える。 と解説されている。 0) いう「先輩」 人曰世俗稱滋賀宮瓦者、多是滋賀寺廢址瓦也、 つとして同書に別記され、「滋賀宮花頭瓦研光澤知漆、密緻似石、其製奇古、 「先輩」の助言ではなく、資料自体に裏づけられていたことを示す [上 「修」字瓦は、平安宮に関わる文字瓦がおもに供給先=所用 説 の根拠となった(『好古日録』、 皆が珍重する滋賀宮瓦が実は滋賀寺の瓦であるとい 「訪古遊記」の滋賀宮花頭瓦は 供給主体=製作官司を示すと 如本宮瓦者、其製自別也 図3十五丁後頁)。 「秘珍」 文房具の 主 施

する。 認できない文字瓦に関しては、外形と文字とが一 拓し、 的に比較することで、 が「高橋一九一五、 貞幹の文字瓦捏造 一○○○]。貞幹が採拓した以上、 によって捏造した文字瓦があることを論証した[上原一 は捏造文字瓦を多数含む。 また、 なお、 しかも文字の位置が個体によって少しずれた例が抽出できる(図 国立国会図書館三冊本(以下[国会][国会附録]と略称)・ 「無佛斉古瓦譜」(図1)では2・6・13・16・19などが該当 図1-3~5・14のように文字位置が固定し、 図1-2に文字はないが、 清野一九四四]、 瓦片と文字型を二回に分けて採拓する「二重採拓 しかし、 この事実は、 図3で解説したように、 捏造が貞幹の仕業である事実は否定 私は貞幹『古瓦譜』の異本を具体 同じ瓦片に 古くから指摘されていた 体の彫刻品と想定した。 「春興」 貞幹 出土品が確 字を二重採 九九四 a 『古瓦

> に据え、 二〇一六・二〇一八]。その過程で、二重採拓法など貞幹による文字瓦 樹は その臨写本を比較検討し、 究科図書館本(以下[都一][都二]と略称)・天理大学附属天理図書館 阪府立中之島図書館本(以下[中之]と略称)・京都大学大学院文学研 拓影の捏造行為はさらに鮮明になった。 る貞幹『古瓦譜』二六本、『仏刹古瓦譜』 本(以下[天一][天二]と略称)・宮城県図書館本(以下[宮城 などの貞幹『古瓦譜』を分析したにすぎないが、 「臨山閣文庫尚古齋本」(筆者未見、 各地の図書館・文庫や博物館・美術館、 貞幹『古瓦譜』 一九本、『古瓦譜附録』二本や の全貌に迫ろうとした[藪中 以下[尚古]と略称 大学等が所蔵・保管す その後、 藪中五百)を中心

加えて「小片ノ毀瓦トイヘドモ、 瓦 書が貞幹の作品であることを立証し、その特徴と意義を明らかにする。 で 瓦を通じてどんな「古製」を推測したのか、『大内裏図考証』 は、 に貞幹が関与したことは周知の事実で、 は 比較する異本略称は博捜した藪中の命名にしたがう。また、 に収録された二○点の瓦拓本に関して『古瓦譜』 本稿の目的と方法 八〇四年)が主導した平安宮諸施設に関わる史料集成『大内裏図考証 **b** 所用施設は、 の拓影、 部 同 六七百年来間文字アルモノアリ」[『好古日録』、 文字瓦は平安時代に始まると考えていた。 が明らかになる。 書を参照すればわかる。 とくに文字瓦拓影に傍書 基本的に平安宮に関わる。 以下、 藪中の成果にも学びつつ「無佛斉古瓦譜. 当然、 古製ヲ考ルニ足ル」と考えた貞幹が、 (印字)された瓦採集場所ある それは文字瓦の解釈にも影響し、 貞幹の平安宮についての知識 貞幹は「至古ノ屋瓦文字ナ 裏松固禅(一七三六~ 各種異本と比較し、 図3]と理解して 一との対比 本書収録

たとえば『大内裏図考証』第三之上巻「太極殿」項では、冒頭で「古

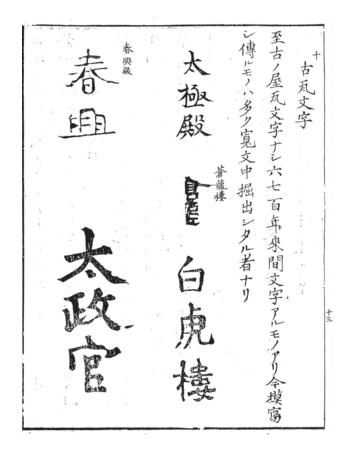
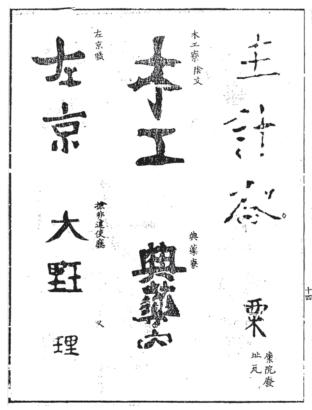
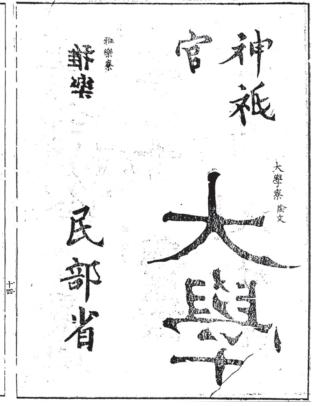


図3 『好古日録』[10]「古瓦文字」項

宮殿瓦を収録した貞幹『古瓦譜』は文字瓦を主体とする。「無 佛斉古瓦譜」も、収録した拓影 20 点のうち 16 点が文字瓦で ある。図3の25点のうち、十五丁後頁の上下以外は、『古瓦譜』 収録瓦にほぼ対応する。ただし、同種の出土例を確認できる 文字瓦は、「粟」「木工」「理」「警固」「左坊」「右坊」「修」 など半分に満たない。「今模写シ伝ルモノハ、多ク寛文中掘出 シタル者ナリ」と解説するが、文字を供給先と考えた貞幹は、 殿舎名や官庁名が明かな平安宮に関し、瓦片と文字型を重ね て採拓する二重採拓法などを駆使し文字瓦を捏造した[上原 1994a]。文字瓦の多くが寛文年間 (1661~73年) に掘り出 されたとする解説は、貞幹自筆の「秘蔵書目」[吉澤 1931]の 「古瓦模本寛文年中所模有近光宿禰模本二巻近光宿禰」 に対応し、捏造 文字瓦に関し貞幹が被害者とする説の根拠らしい[國學院大 學日本文化研究所 2008]。しかし、二重採拓法は捏造主体 が貞幹であることを明示する。近光模本に騙されたのなら、 貞幹の資料批判能力は著しく劣っていたことになるが、実査 を旨とした貞幹にはあり得ない。寛文年間出土とした経緯を 想像すると、貞幹の影響で古瓦収集熱が高まると、超珍品で ある『古瓦譜』収録文字瓦の出所を問う人士が殺到したはず だ。追求をそらすには過去の事と応えるしかない。所蔵者を 別人に託したのも、追究を逃れる手段と考えている[上原 2000]。一つの嘘や根拠のない仮説が、次の嘘やあり得ない 仮説を重ねる原因となる典型だ。









録されていないが、[中之]や[国会]収録の凸字「太極殿」瓦は捏造研究が同書に与えた影響の具体例である。なお、「無佛斉古瓦譜」に収瓦にあった。「太極」は易学・朱子学における宇宙の根源だ。貞幹古瓦同書が「大極殿」ではなく「太極殿」の語を採用した理由の一つは文字本続日本紀、及古本倭名抄、古瓦文字、並作太。今従之」と割注しており、

ある」と述べる[藪中二〇一八]。図3の「太極殿」が該当する。料瓦C(凸字太極殿)」は「出土例は知られていないが本物の可能性が品の可能性が高い。しかし、藪中は[尚古][宮城]等収録の「太極殿碧

二〇〇四]は私の手に余る。 深化は後進にゆだねたい。 有効性を提起する程度にとどめ、 治書院一九五二年)である。 できる新訂増補・故実叢書二六~二八の『大内裏圖考證』第一~三(明 るはずである。なお、引用した『大内裏図考証』は誰もが容易に参 翻弄した貞幹に太刀打ちできなくても、 であり、 とも他の誰かか特定するのは難しい。 る)、『大内裏図考証』への影響は瓦に関わる記述に留まるはずがない。 本ではない。 八六六年)の補正にもとづく活字本で、貞幹が関与した固禅オリジナ かし、 もちろん、貞幹は文献史料にも広い知識があり(本領はそちらであ 史料の存在に着目・評価・引用したのが貞幹か、 瓦に関わる記述に限定すれば、 しかし、固禅オリジナル『大内裏図考証』の追究[詫間 本稿は『大内裏図考証』と対比する方法の 同書は周知のように内藤広前(一七九一~ より厳密な史料批判にもとづく研究の 幸いにも本稿の主題は 貞幹の関与が具体的に描出でき 文献史料において本居宣長をも 固禅か、それ 『古瓦譜

在 ば、 弁護するのも無意味である」と述べた[上原二〇〇〇]。この考えは現 現代の目で二〇〇年以上も昔の学者である藤原貞幹を、 ル 貞幹を否定したことは一度もない。 造行為だけが注目され引用されているが、考古学研究の先駆者としての しも変わっていない。 は歴史的産物で、 なお、 学者・研究者にあるまじき行為ということになる」「しかし、 私の貞幹『古瓦譜』 現代のモラルも刻一刻と変わりつつあるとすれ その後、 研究は、 貞幹や貞幹『古瓦譜』を取りあげた評 捏造に関しては「現代の目から見れ 「二重採拓法」 で明解となった捏 断罪するのも、 モラ

を示す試みには、 見は理解できなかったようだ。必ずしも私の得意とするところではない 歴史像を引き出す作業がわからない(あるいは興味がない)人士に、 像(=古製)について具体的に考えた。 収録瓦を貞幹が採拓した事実を認める限り、 論や論文には、貞幹弁護の論調が目立つが[國學院大學日本文化研究所 を通じてアプローチしようと試みた古代瓦の生産・需給に関する歴史 であることは否定できない。 二〇〇八、藪中二〇一八〕、本稿はその議論には参加しない。『古瓦譜 『大内裏図考証』との対比によって貞幹の古瓦研究が開拓した世界 その欠を補う目的もある。 前稿[上原二〇〇〇]では、 しかし、瓦という考古資料から 文字瓦を捏造したのが貞幹 貞幹が文字瓦 私

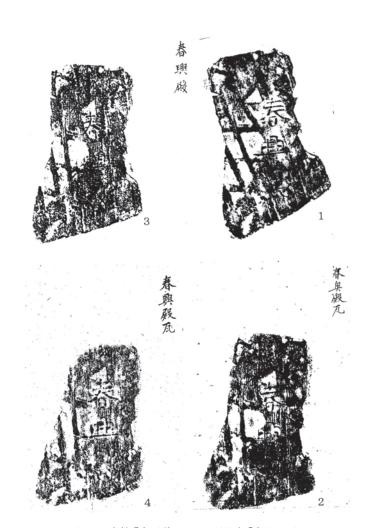


図4 貞幹『古瓦譜』にみる正凸字「春興」瓦

1[中之] 2[国会] 3[天二] 4[宮城]

図1-2に文字はないが、貞幹『古瓦譜』では、本図のように同一破片の中央に正凸字「春興」を置く例が多い。1と2~4は文字の位置がずれ、平瓦拓影に別型の「春興」正凸字を重ねて採拓したことがわかる(二重採拓法)。長大な斜格子叩板による文字瓦(図6)は、大宰府をはじめ北部九州の平安時代の丸・平瓦に多く、一部は平安京にも搬入された。しかし、本例のような短い格子叩板は7世紀の平瓦に多く、北部九州産の丸・平瓦とは異なる。文字を彫った格子叩板で叩いた場合、図4のように瓦面と格子の凹みにまたがって凸字が浮き出るはずがなく、この拓影は二重採拓法のみで作成できる。また図1-2の平瓦片輪郭は、本図1~3と比べて丸みを帯び、4に近い。なお、1は目次(古瓦譜目録)で「古宮城第三 平安古宮城十八春興殿」と登録する。

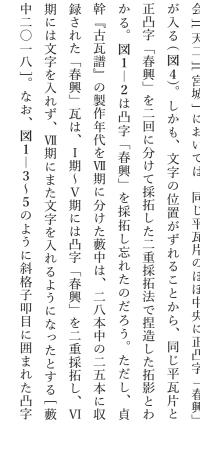
一黒川古文化研究所所蔵「無佛斉古瓦譜」所収瓦拓

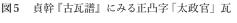
影

もに、 北棟のうちの南東に位置する。 右近の橘・左近の桜がある紫宸殿前広場 (大庭)の東西を画す四棟の南 図 1 | 2 とを再確認し、 体が確認できることを示して、 『大内裏考証』 戒具 (武具) 置場や御馬御覧時の馬繋場となった檜皮葺建物だが 収録された二〇点の拓影に関 「春興殿」 他の『古瓦譜』との違いや特徴を検討する。 第 一四巻」、 春興殿は平安宮内裏を構成する一七殿 棟を瓦で覆ったはずなので瓦が出土しても 大庭をはさんで対面する西の安福殿とと 「無佛斉古瓦譜」 他の貞幹 が貞幹の作品であるこ 『古瓦譜』 の 一 で同 つで、

不思議ではな

中二〇一八]。なお、 期には文字を入れず、 録された「春興」瓦は、 が入る(図4)。しかも、 会][天二][宮城] においては、同じ平瓦片のほぼ中央に正凸字「春興 『古瓦譜』の製作年代を凹期に分けた藪中は、二八本中の二五本に収 「1-2は斜格子叩目をもつ平瓦片凸面の拓影だが、[中之]や[国 図1-2は凸字「春興」を採拓し忘れたのだろう。ただし、 「春興」を二回に分けて採拓した二重採拓法で捏造した拓影とわ 図 1 Ⅷ期にまた文字を入れるようになったとする[藪 Ⅰ期~V期には凸字「春興」を二重採拓し、Ⅵ 文字の位置がずれることから、 -3~5のように斜格子叩目に囲まれた凸字 同じ平瓦片と 貞





太政官

太政官底

1[中之] 2[国会] 3[天二] 4[宮城]

1~4は採拓範囲が多少異なるが、同一破片、同じ字体の正凸字「太政 官」瓦である。図1-3も同一破片だが、原品を彫り直した形跡がある。 藪中によれば、同じ正凸字「太政官」瓦は28本中25本の貞幹『古瓦 に掲載されているというが、彫り直しについてはふれていない[藪 中 2018]。北部九州における平安時代の丸・平瓦にみる文字瓦の特徴 をよくとらえているが、貞幹『古瓦譜』収録例以外に出土例がなく、捏 造品の可能性が強い。なお、1は古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮 城 三 太政官 九二品」として、正凹字「太政官」 瓦とともに登録する。

ない。 する。 体化している点、 のうかんむりが に凸字「太政官」の文字を配 九九四a、藪中二〇一八〕で、 個体 接する格子の形や 位置関係 例(図5)に比べると、 の 「太政官」と周囲の これが とめ等が他の拓影と異な しかし、「太」字第二画 他 の拓影と考えて間 の貞幹 に 体の彫刻品 [上原 齟齬 「政」 呂 『古瓦譜 はなく、 官 の最 字と 斜

違

同

子の凹みにまたがるのは、二重採拓法を駆使した結果である 文字と格子目が重複することはあり得ず、図4のように文字が瓦面と格 文字瓦は、 一部は平安京にも搬入された。 大宰府をはじめとする北部九州の平安時代の丸瓦や平瓦に多 しかし、叩板に文字を彫刻した場合、

によれば朝所は総瓦葺なので、 には文殿があった[『大内裏図考証』 つないだ東庁・西庁が太政官院の中枢建物で、院の東北には朝所、 高国家機関。 図 1 | 3 -城宮でも、 「太政官」 平安宮では朝堂院の東に立地した。 近年、 第二次大極殿院の東側で発見された大型の礎石建 太政官は律令国家の行政・司法・立法を司る 正庁なども総瓦葺だった可能性がある。 第二〇上・中・下巻]。 平安宮では正庁と廊 『枕草子』 南西 最

を太政官とする説がある。 図1-3は斜格子叩目 0 中

正

掲

格

子 凸

71

文字瓦もあるので確実とは言えないが、凸字「太政官」は貞幹『古瓦譜 数出土するのが えるが、 も考えられる。 部を彫 んむり先端が一 いの凸字 丸瓦や平瓦ならば一 全体的に摩耗してシャー り直したなら、 豊前藤介」 平安時代の北部九州産文字瓦の特徴をよくとらえている 般的である。 体化した可能性や、 瓦のように、 個体に同じ文字が複数押捺され、 官 実際には『平安京古瓦図録』(一九七七年 が プさを失っているので、 体 の 不鮮明な部分に墨入れした可能性 本例 点しか出土例がない北部九州産 は他例より古 まとまって多 彫りが浅 いようにも見 いう

図6 正凸字「警固」瓦の拓本復原[上角 2010]

(福岡市西区生の松原斜ヶ浦瓦窯出土、縮尺 1/4・1/2)

正凸字「警固」をもつ丸瓦・平瓦は、平安京[寺島 1979]以外に、福岡市西区生の松原にある斜ヶ浦瓦窯[加藤 2014]でまとまって出土した。破片を合成すると、幅6cm、長さ 25cm以上の長大な叩板が復原できる[上角 2010]。乾燥・焼成にともなう収縮を配慮すると、叩板自体はもっと大きいが、基本的に丸瓦・平瓦全長に匹敵する長さの叩板を、円柱形の内型に巻き付けた粘土円筒の外面周囲に順次押し当てて施文したことになる。中央近くの長さ 7cm の枠内に「警固」字を置き、上に凸線斜格子、上端に唐草文、下に縦長の凸線斜格子を配す。北部九州では8世紀に畿内と同様、凸面に縦方向の縄叩きをもつ平瓦一枚作りを導入するが、平安時代には朝鮮半島の影響で、長大な叩板を駆使した平瓦桶巻作りが復活する。

る。 た宮殿関係文字瓦の中 図 Þ を複数回 原 1 品彫 3 実物(図6)と対照すると、 4 図 1 ŋ 警固 押し当てて施文する技術を理解していない彫刻品の拓影 直しの形 4 所 ٤ 跡はそれを裏づけ 文字型と瓦片を二重採拓した拓影 で、 正凸字 元になった本物がわかる数少な 警固 文字の形を忠実に復原しているが、 は、 貞幹 古瓦譜』 ① 図 7 い事 掲 減載さ 例 で 2 吅 あ れ

とが貞幹『古瓦譜』に収録されている

固 昕 1 大宿直廣此九 宿直處此九

貞幹『古瓦譜』にみる正凸字「警固」瓦 1[中之] 2[国会] 3[天二] 4[宮城]

1~4は正凸字「警固」瓦(図6)の文字を巧みに復原している。しかし、 長大な叩板が原型である事実を貞幹は認識できなかった。すなわち、3およ び図1-4では、長方形枠内に「警固」字を置くことは正しく観察したが、隣 り合う「警固」字が叩板を2回押捺した結果である事実に気づかず、外形と 文字を一体で作った彫刻品を採拓している。上下の斜格子を左右一体で表 現し、2つの文字は微妙に異なる。なお、3と図1-4は同一個体の拓影の ように見えるが、後者は型崩れしており、前者が鮮明なのは墨入れ、あるい は摩耗した後者を彫り直した可能性がある。いずれにしても字体の細部がか なり異なる。一方、1・2・4は二重採拓法によるもので、1はベースにした瓦 が異なる。文字も3·図1-4と1·2·4は異なり、文字型が別物らしい。1 は古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 廿三 警固」と登録し、「古宮城 瓦而 所用今不可知」と注記する。

登録 瓦がすべて本物を確認できる点は注意すべきである。 所用殿舎を表すというのが貞幹の基本理解だが、左坊・右坊・警固 古宮城瓦而 貞幹がどう理 [中之]の拓影に傍書はないが、序文に続く目次(古瓦譜目録)で、1を「第 所 本物が 平安古宮城瓦」で採集した二四点の瓦の一つとして「廿三 警固」と 用場所がわからないと述べている。 一 廿 一 連 所用今不可知」と割注する。 一解したか重要である。 の 左坊」 捏造を生む動機となったはずなので、 寸 二 右坊」 廿四 明和四 左坊は誤読だが、 長 すなわち、 (一七六七)年の序文をもつ と合わせ「左坊以下四 凸字 平安宮の文字瓦は これらの文字 警固 瓦 · 長 品

は

肥最埼港嶋浦 存在し 最埼警固所」 えが一歩前進したのである。 傍書する。 九四五) 「を仰いだ事件)」 において、 年まで貞幹が堅持した見解である。 L か ない。 年六月廿五日の「大宰府解申請官裁事(大宰府が太政官の 所用建物を 図7-3や図 の名がある。 史料では、 に到来した時に対応した役所名として、 警固所」 『本朝世紀』 1 『好古日録』 4 大唐呉越船が肥前国松浦郡柏島や高来郡 は、 と考えたのだ。 凸字 第七巻に大綱が引用された天慶 しかし、 も「警固所」と傍書し(図3)、 , 「警固」 平安宮に 瓦 明 2拓影に 和四年段階よりも考 鴻臚所以外に 警固所 警問し 所ょ 肥 は ح

町が遺称地)のほか、 賊の来襲を契機に大宰府管内に置かれた防衛施設。 れらの対外的鎮護警固記事を踏まえて、警固所が貞観十一年の 刀伊の入寇の際にも防戦の拠点とされた」とする岩波書店『日本史辞典 館以外に警固所が経済的に自立していた。 (一九九九年)の解説は穏当と思われる。 た牒に、 (八七三) 年以前にさかのぼる [『三代実録』 「を配置、 また、 法会料のために警固所領田 長保六(一〇〇四)年十一月十九日に大宰府が観世音寺に出し 一〇町を請僧の布施料とすることを通知 [『平安遺文』 すなわち、 兵船を備え、 肥前にも置かれていた証がある。 対外警備を担当する大宰府の役所として、 警固田も設定された。 一〇町を不輸租田とし、 警固田 同年十二月十七日条〕。こ 寛仁三(一〇一九 博多 (現福岡市警固 の初現は貞観十五 統領・選士・俘 一〇町を仏 「新羅海 四) 年の 鴻臚

項に、 固所」 関与箇所は不明確である。 平安宮に警固所を名のる殿舎施設がないことは知っていた。[国会]や た時に、 6)を比較的忠実に模倣した彫刻品の拓影 外的警備を担当した役所だから、内裏警備担当の大宿直とは機能が異な 主殿寮の南、 警固所とは何か 宮城」の凸字「警固」 『大内裏図考証』 「所に該当するという割注を提案した可能性は高い。 「大宿直廢址」 按、 大宿直とは大内裏を守護する人の詰所で、平安宮の東北角近く、 貞幹が大宰府の警固所を意識したか明らかではない。 大宰府警固所当在此中」の割注がある。 内教坊西にあった。 「無佛斉古瓦譜」や [天二]で「警固所」と傍書し 両様の解釈をくだした貞幹が、 作成に貞幹が関与したことは著名だが、 瓦には、「大宿直廢址瓦」の傍書がある(図7-しかし、平安宮で出土する凸字「警固」 『大内裏図考証』第二九巻 〇 図 1 4 大宰府警固所は対 大宿直が大宰府の 図7-3)に 藪中は本物 具体的な 大宿直 しかし 」瓦に「警 図

二〇一八]。

□(所)」の傍書をした貞幹『古瓦譜』を二八本中一二本確認している[籔中による正凸字「警固」(図7―3・4)に「大宿直(廢址瓦)」あるいは「警固(所)」の傍書をした貞幹『古瓦譜』を二八本中一〇本、二重採拓法

多数は 例がない凸字「警固」も、平安宮の「大宿直」や大宰府管下の 可能性が高い を供給先とする瓦ではなく、 し[寺島一九七九、 る。 右修理坊城使」などの瓦屋を統括する官司名に由来することに共通 の多くが「栗栖野」「小野」「河上」などの瓦屋名もしくは「木工寮」「左 ど生産瓦屋名を記したもので、 すると推測できるものがあり、 延三年七月七日」などの紀年、 窯で生産された叩板による文字瓦[九州歴史資料館二○○○]には、「天 が意味するところは必ずしも明確ではない。 なお、凸字 とすれば、 瓦も後者例となる[京都市文化市民局二〇二一]。しかし、 「平井瓦屋」「平井瓦」「平井」「佐瓦」「佐」「賀茂瓦」「賀茂」な 「警固」瓦が北部九州で製作されたことは確実だが、 平安宮内裏・朝堂院や平安京左京ニ 京都市一九八三]、大宰府関連の消費遺跡では出 生産瓦窯の所在地あるいは管轄官司を指す これは同時代の中央官衙系瓦屋の文字瓦 「安楽寺」「観世音寺」など供給先を意味 平安京の西寺講堂跡で出土する凸字 平安時代の大宰府管下の瓦 一条二坊高陽院 警固所 圧倒

るが、 二重採拓した拓影である。 根拠に作成した捏造品で、 文字瓦は、 佛斉古瓦譜」 中之]本における捏造文字瓦 誤った復原である。 文字が供給先を意味すると考えた貞幹が、 図 1 ―4や貞幹 解読しにくい断片を元にした復原品とも言え こうした文字瓦があるはずだという信念の所 一方、 『古瓦譜』 本物が確認できない大半の平安宮関連 凸字 掲載の図7は、 警固」 は本物があるのに、 平安宮の施設名を 彫刻品もしくは 無

産である [上原一九九四a・二〇〇〇]。

知悉した貞幹が、採集地点を同定した瓦である。
知悉した貞幹が、採集地点を同定した瓦である。
中級した平安古宮城瓦二四点のうち「一八省院豊楽院」「四中務省」「六収録した平安古宮城瓦二四点のうち「一八省院豊楽院」「四中務省」「六収録した平安古宮城瓦二四点のうち「一八省院豊楽院」「四中務省」「六収録した正安古宮城瓦二四点のうち「一八省院豊楽院」「四中務省」「六収録した正では、本物が確認できる文字瓦と捏造しかし、明和四年[中之]時点では、本物が確認できる文字瓦と捏造した正である。

二十四が左坊・右坊・警固・長で「所用今不可知」と記載された本物で 有する文字瓦で十一(図22―2)以外は捏造品と考えられる。二十一~ 白虎樓」 民部省」「七 大學寮」「八 雅楽寮」「九 典薬寮」「十 主計寮」「十一 木工寮 地が明確な本物で、施設名だけを記載した「二 神祇官」「三 太政官」 「五 古瓦目録で施設・条坊名+ あることは前々項で述べたとおりである。 「十二 鴻臚館」 「十三 左京職」 「十四 は軒丸瓦、十九は丸菱叩を施した平瓦(?)片でおそらく本物。つまり、 このうち、四・六・十五・二十は刻印瓦で本物の可能性が高い 「十八 春興殿」と区別できる。 「(舊地)所出」で表記した瓦拓影は、 検非違使庁」「十六 大極殿」「十七 後者はすべて平安宮施設名を (後述)。 採集

次(古瓦目録)における記載法で区別されていたのである。 本人なので当然だ)、それは最初期に作成した[中之]では、冒頭の目ない。要するに、貞幹は収録した捏造文字瓦を承知しており(採拓したない。要するに、貞幹は収録した捏造文字瓦を承知しており(採拓したない。要するに、貞幹は収録した捏造文字瓦を承知しており(採拓したのうちの捏造文字瓦は、記載方式でほぼ区別できる。このような区別は、つまり、[中之]の「第三 平安古宮城」収録の二四点の平安宮出土瓦

なお、[中之]の「一八省院豊楽院舊地所出」の軒丸瓦は、[国会附録

考えられる」と説明する[藪中二〇一八]。しかし、前項で述べた凸字 考えることもできる。 がいずれに該当するのか迷い、 0 け 映しており、 の違いは、 借りた瓦、 瓦譜が長期間にわたって制作されたための勘違い、 なるのは、 同じ拓影に異なる傍書がある例が散見する。 や[天一]で「真言院廢址瓦」と傍書されている。 警固」瓦における「古宮城瓦而 違い ず、違いが生じた背景を個別に検討する必要がある。 \$ 豊楽院の北に真言院が所在する事実を踏まえれば、 記載文字内容にかかわる解釈の進展あるいは新たな誤解を反 譲られた瓦、 書き間違い、 貞幹の古瓦研究成果を理解するには単純な間違いと決めつ さらに購入の際に誤って伝えられたことなどが 写し間違い、 瓦自体から真言院を妥当と考えた結果と 所用今不可知」「警固所」「大宿直廢址 同じ場所だが表示を変えたこと、 藪中は 貞幹『古瓦譜』 記憶違い。 一出土地 豊楽院と真言院 の記載が異 他人から に

0 たと考えられる。 波館・三韓館・高麗館などが、筑紫(大宰府)と中央(難波京など)にあっ は平安時代になってから現れ、 として設けられた鴻臚館は、 図 1 -5 名も史料にあるが実態は明らかではない。 おもに渤海国を応対する能登国「客館」、 鴻臚館 それ以外に、 古代日本における外国使節接待機関 玄蕃寮が管轄した。 それ以前の対外的な迎賓館は筑紫館・難 高句麗使節を迎えたとする山背国相楽館 越前敦賀津の ただし、 鴻臚館の呼 「松原客館 迎 賓館

館 北 畄 εV ..城内にあり、 に関 館 る ح れらの対外的迎賓館のうちで、 のが筑紫鴻臚館と平安京鴻臚館である。 わる中 南 館 からなる七世紀後半~ 枢 平 施設の遺構変遷や便所遺構が明らかになった[菅波 和台球場改築にともない 八世紀の筑紫館と平安時代の 現在、 福岡市教育委員会が 位置 前 一や所 者は福岡市中 用 瓦 がわ -央区 か 2発掘 鴻臚 つ

七条一・二坊と右京七条一・二坊に位置する[『大内裏図考証 貴作瓦」「今行」 である。 る文字瓦は同じものが多数出土するの は報じられているが、 もつ斜格子叩目に囲まれた凸字文字瓦(平瓦の場合は桶巻作り) 一〇一八二〇一九]。 |しや墨入れをおこなった痕跡が認められ、 方、 図 1 平 安京鴻臚館 5 門司 は従前の 正凸字 筑紫鴻臚館跡では「平井」「左」「賀茂」「大国 など、 は 朱雀大路をはさんだ東 「鴻臚□」瓦(図8)より摩耗が 「鴻臚□」 従来から知られていた北部九州的特色を で、 瓦は出土していない。 本例を疑問視した最大の理 捏造行為が鮮 西 す 明となった。 なわち 進み、 叩板 の出土 左 彫 によ 伊 第 京 由

図8 貞幹『古瓦譜』にみる正凸字「鴻臚□」瓦

1[中之] 2[国会] 3[天二] 4京大本「古瓦図] 所掲の凸字「鴻臚□」瓦

1~4は、破片形態や文字の位置から見て、同一個体の拓本とその臨写である。「無佛斉古瓦譜」図1-5も同一個体だが摩耗して不鮮明となり、「鴻」のさんずい等に墨入れした可能性、部分的に彫り直した可能性がある。 藪中は同じ正凸字「鴻臚□」を 28 本中 23 本の貞幹『古瓦譜』に認めたが、その中での文字彫り直しは指摘していない [藪中 2018]。斜格子で囲む縦長の枠内に正凸字「鴻臚□」を配した文字瓦は、北部九州における平安時代文字瓦の特色をよくとらえる。左端の別文字枠にも「鴻」字の右端らしき表現があり、文字が2字で終わらず3字以上になることがわかる。しかし、左枠の右に接する斜格子は右の「鴻臚□」枠の右に接する斜格子とまったく異なる。 つまり、ここでも図6で指摘した長大な叩板を繰り返し押捺するのが北部九州産文字瓦の特徴である事実は気づかれていない。 筑紫鴻臚館でも平安京鴻臚館でも同じ文字瓦は出土せず、貞幹が捏造した可能性が高い。1は古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城十二 鴻臚館」と登録するので、平安京鴻臚館所用瓦として捏造したことになる。

賓館施設 条坊ある と考えたが、 ように、貞幹の捏造と考えれば整合する。 九 九八七]。 るいは西方官衙の所用瓦を再利用した可能性が提起されている[鈴 ・城宮式・難波宮式・長岡宮式の軒瓦が多数出土し、 五. 八七・ 巻 から再利用した可能性もある [上原一九九四b その は同じ施設の瓦を再利用する現象が見られるので、 しかし、 九 同地出土瓦には凸字「鴻臚□」 九四 う ち 西鴻臚 平安京所用瓦にお 貞幹は凸字 館 跡 の 発 鴻臚□ 掘 いては、 で多 なお、 瓦はない。 量 瓦を平安京鴻臚 西鴻臚館跡の発掘で の 旧京から移転した同 瓦 が出 本来は長岡宮内裏 図8で指摘し 土し 館 た 旧 京の 所 鈴 用 は 瓦 木

者の に 図 八九六)年に併合し、 能 属した。 1 性があり、 養成、 6は他の貞幹 図9で解説したように、 瓦は二重採拓法で捏造されたもので、「無佛斉古瓦譜」所収の図 造酒司 6 薬園・ 典 天皇の医 べ薬寮 の南にあって方四○丈を占めた [『大内裏図考証』 ベースにした平瓦片も違うらしい。 茶園 『古瓦譜』 「療に直接関わる中務省内薬司もあったが、 朝廷の医療全般を掌握した。 典薬寮は宮廷に勤務する役人の医 枸杞園・乳牛院などの管理 と使用した文字型が異なるか、 貞幹『古瓦譜』 に掲載された正凸字 平安宮では左馬寮 を 担 当し、 療、 彫り直 医 第二六 寛平 療関 宮内省 した 典 係

銭 図 1 7 「大蔵省 『職員令』によれば大蔵省は出 納、 諸国 調 お

洪藻原丸

金 銀・ 珠玉・ 銅鉄・骨角歯・ 羽毛・漆・帳幕、 権衡 度量、 売買估 よび

貞幹『古瓦譜』にみる正凸字「典薬寮」瓦 図9 1[中之] 2[国会] 3[天二] 4[宮城]

典藥

3

此 藥 摩瓦

平瓦凹面に正凸字「典薬寮」とあり、いずれも「寮」字下半部を 欠く点が共通する。 2~4は布目や平瓦片の輪郭に若干の差があ るが、布目以外の凹み(拓本で白い点となる)まで共通し、同じ 平瓦片をベースとしたと認定できる。しかし、古瓦譜目録で「古宮 城 第三 平安古宮城 九 典薬寮」と登録された1は、瓦片の輪郭 や布目がまったく異なり、二重採拓法による捏造とわかる。 2・3 は周囲を白ヌキにして文字が映えるようにしており、文字型を先に、 瓦片を後で採拓したと判断できる。図1-6も寮字下半部を欠く点 は同じだが、拓影が朦朧としているだけでなく、「典」字が丸みを 帯びるなど図9と異なる文字型あるいは同じ文字型でも、彫り直し た可能性がある。また、ベースにした平瓦片も本図掲載の拓影と 異なるかもしれない。藪中は同じ正凸字「典薬寮」を28本中の 25本の貞幹『古瓦譜』で認めたが、文字型や破片形態の違いは ふれていない[薮中2018]。図1-5(太政官)・8(鴻臚館)・10(左 京)・13(神祇官)とともに、「無佛斉古瓦譜」の成立年代を暗示する。

る典鋳 薄 が、 が三蔵を検校したという。律令制下でも会計担当部局と位置づけられ もに三蔵 担当する織部司の五司を配下に置いた。 を担当する漆部司、 価、 あって、庁の規模は方四〇丈と平均的だが、多数保有する大蔵正倉 れ 朝に成立。 庫 た。 予算編成権などが民部省に移ったため、 諸方貢献雑物事を職掌とし、 は宮の北端中央で東西約二〇〇丈を占めていた[『大内裏図考証 司 平安宮西北部に位置し、 ぬと呼ば. 薦 秦氏が出 牀 れ 衣服を縫う縫部 簀・苫の製作と敷設などを担当する掃部 『古語拾遺』 納 東西文氏(漢氏)が帳簿勘録、 によれば諸 金銀 兵庫寮の南、 司 銅鉄 錦 大和政権下でも内蔵・斎蔵とと 国貢調 役所機能としての重要性 綾 塗 図書寮の北、 飾 紬・ 瑠璃· の増大に対応して雄 羅の織成と染織 蘇我麻智宿 玉作を担当す 采女司 司 漆塗り の は 袮

第二五巻]。

は、平安宮文字瓦の理解に関わる貞幹の信念を支えたはずである。しか一五点)が文字瓦で、ほかに軒丸瓦・軒平瓦各一点、赤色顔料で採拓しいが、そのなかでも鎌倉時代以降に隆盛する所用寺院名を瓦当面に配しいが、そのなかでも鎌倉時代以降に隆盛する所用寺院名を瓦当面に配したものが顕著である。所用寺院名すなわち供給先を記した瓦が多い事実たものが顕著である。所用寺院名すなわち供給先を記した瓦が多い事実たものが顕著である。所用寺院名すなわち供給先を記した瓦が多い事実にものが顕著である。しかに、平安宮文字瓦の理解に関わる貞幹『古瓦譜』は、おもに文字瓦を掲載し平安宮所用瓦を主体とした貞幹『古瓦譜』は、おもに文字瓦を掲載し

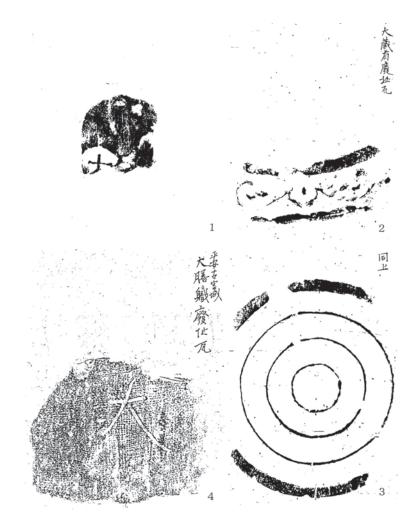


図10 『古瓦譜』にみる「大蔵省」「大膳職」瓦

1[中之]刻印「大」 2·3[国会附録] 唐草文軒平瓦·重圏文軒丸瓦 4[都二](京大本「古瓦譜拾遺」) 箆書「大」

貞幹『古瓦譜』には各種の「大蔵省」瓦が登録され、古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 六 大蔵省舊地所出」と登録された1は、本物の刻印瓦の可能性が高いが、同印の出土例は未確認である。しかし、「大」字だけで大蔵省の略とは主張しにくく、[都二]は箆書「大」(おそらく本物)を「平安古宮城 大膳職廃址瓦」と登録する(4)。貞幹も刻印「大」が「大蔵省」を示すと強く主張するつもりはなかったようで、[中之]以外5本の貞幹『古瓦譜』に収録されたに留まる[藪中 2018]。なお、薮中は[都二]を「貞幹以外の人物が、貞幹本にない瓦を集めて『古瓦拾遺』としてまとめた」とする。貞幹『古瓦譜』は、「大蔵省」瓦として軒瓦を複数登録するのが特徴的である。薮中によれば、大蔵省の重圏文軒丸瓦は二種登録され、[尚古]は重圏文軒平瓦も一緒に登録する。重圏文軒瓦の同笵認定は難しく、図1-7の拓本は不鮮明で、他の『古瓦譜』収録の重圏文軒丸瓦と同一個体か否か確言できない。

し、本例は数少ない平安宮の軒丸瓦であ

出土するが、 近い[奈文研二〇一 れて右端を採拓していない。 一圏内径 |径が一六㎝ 難波宮)に普遍的で、 図1―7は中心に点珠のない無心の三重圏文軒丸瓦で、青枠に規制 が一 前後、 単純な文様のため拓影で同笵・同文認定は難しい。 m前後であることから、 四一。 第 長岡宮や平安宮でも遷都にともなう再利用瓦 圏内径が三㎝前後、 薮中によれば、 無心の三重圏文軒丸瓦は後期難波宮(聖武 六〇 貞幹 第 『古瓦譜』 A型式軒丸瓦が比較 一圏内径 に が 七 cm は「大蔵省 前 拓影 後、 第 が

ぎない [薮中二〇一八]。

図 左右坊城使を示すことは確実となった[大谷高等学校法住寺殿跡遺跡 出土文字瓦は供給先を表していると考えた貞幹にとって、 後 る。 、は、晩年に至るまで貞幹が抱いていた [『好古日録』、図3十五丁前頁 括出土したことから(図13)、 1 左坊」 中之]本を作成した時点では しかし、 8 左京築垣」および を左京築垣の所用 池田瓦屋で「右坊」「右坊城」「右坊小」 図 瓦 1 同文字瓦が造営担当官司すなわち修 ―9「右京築垣 「右坊」を右京築垣 所 用今不可 知 明 四の所用 と解説したが、 和 などの文字瓦 四(一 当 然の 瓦とする考 七六七 帰結で 以

瓦

平 安 古 宫 城 左 文所古瓦 坊 1 左京等墙瓦 左 京 松 拹 2 4

『古瓦譜』にみる「左坊」関係瓦 図 11

1 元文5年「文所古瓦彙」所収「平安古宮城」正凸字「左坊」 2[天二] 3[中之] 4[国会]

古瓦譜目録は3を「廿一 左坊」と登録し、図 12-1「廿三 警固」「廿 四 長」と合わせて「左坊以下四品 古宮城瓦而 所用今不可知」と 解説する。しかし、以後の貞幹『古瓦譜』は、左坊を「左京築墻」(2・ 4)、右坊を「右京築墻」と傍書し(図12-3・4)、両者を築地塀 所用瓦と考えた。晩年の『好古日録』も左坊を「左京築垣瓦」、右 坊を「右京築垣瓦」と説き(図3)、首尾一貫している。ただし、貞 幹が「左坊」と解した3・4は、図13-5・図12-3と同印で、正 凹字 「右坊」を誤読したものだ。奈良文化財研究所蔵の元文庚申陽 月(元文5〈740〉年10月)の紀年がある「文所古瓦彙」や[天二] など11本の『古瓦譜』に収録された正凸字「左坊」(1・2)は出 土例と字体や文字の位置関係が微妙に異なる。 藪中によれば、[尚 古] 収録の2と同一個体の拓影は文字を筆でなぞっているという[薮 中 2018]。

図3十二 进 に 不 布 は 8 形 佛斉古瓦譜」 本物と思われるので、 左坊」 L 8 自 が 目 図 は がかなり異なる。 たのかもしれない。 は墨入れで文字を 然であ 白く抜けている点など 破片の形や文字の が 11 見えない点や文字周 五丁前頁 字と同じだが、 2と共通する る。 図 1 | 中央上段 図 11 8 図 位置 鮮 図 2 1 は が、 無 Ш 明 1

查会一九八四

与えた[植山一九九九]。 階にわけた植山茂は、 た[松原一九七八]。「右坊」字瓦にともなう軒瓦は 整備を目的とした造営官司で、弘仁年間(八一〇~八二四年)に設置さ 十日 を二段階とし、 |世紀中頃~一一世紀中頃における中央官衙系瓦屋の軒瓦の変遷を四段 .寿二 (八五二)年三月廿日に木工寮に併合。 修理左右坊城使は平安宮修理を目的とする修理職に対 不明瓦屋では に復置され、 左 寛平二(八九〇)年十月十六日に修理職に併合さ .和寺円堂院創建時である一〇世紀初頭前後の年代を 中心飾に 字を中心飾に置いた唐草文軒平瓦が生産された 栗栖野瓦屋では 右 字を置 「栗」字、小野瓦屋では 一く池田 貞観十五(八七三) 瓦屋産の唐草文軒平 明らかではない L おもに京 「小乃」 が、

期に当たる。

図

11

2 は

『好古

日

録

時

79

2 1 古京祭 右京禁墙飞 拾

貞幹『古瓦譜』にみる正凹字「右坊」瓦 1[中之] 2[中之] 3[国会] 4[天二]

と登録する。1は図13-6・9に似ており、2は図13-19と字形が異 なるが、「右坊城」の上半を欠いた破片の可能性が高い。 3 は図 13 -5 に、 4 は図 13-7 に近いが、同印とは断言しにくい。 1・2 は [中之] のみに、 3は貞幹『古瓦譜』28 本中 18 本に、4は28 本中11 本に収録されてい

たが、

建物施設の具体像を示す史料

は

ほ

右京職は朱雀大路をはさんだ対称位置にあ

字 「右坊」(図1-本物の凹字「右坊」図13-7にほぼ相当する。 -9) は字体がやや異なるが、 「左坊」 瓦の出土例は少なく、 図 12 4 「右坊」 と 同 破片と 瓦は池 朝堂院

図 1 田瓦屋でまとまって出土したが、 思われ、 具体的な職掌は国司(外官)と似ているが、二官八省と重複する分野は 字養百姓、糺察所部、 い[京都市一九八三]。 や高陽院(左京二条二坊)で凸字「左坊」瓦が報じられているにすぎな)た(『職員令』)。 租調、 10 「左京職 兵士、 すなわち京内の行政・司法・警察を広範に担当する。 器仗、 貢挙、 京職は二官八省に属さない京官で、「京戸口名籍 道橋、 孝義、 過 田宅、 所、 雑徭、 **闌遺雑物**、 良賎、 僧尼名籍事」 訴訟、 市廛、 を担当 度量

> [中之]の古瓦譜目録は、2を「二十九條朱雀街所出」、1を「廿二 右坊」 る[藪中 2018]。

二八巻は京内の検非違使庁所在地を「都城諸図 半に新設された令外官。 図 1 | れる。 認されている。 て左庁に統合した(須於左右府、 左右検非違使庁を置いたが、寛平七(八七五)年二月には「合理化を図 など右京職の職掌に関わる史料にない部署名を記した墨書土器が注目さ 行 「右京」字瓦は出土しない。 令 11 無擁滞)」 検非違使廳 瓦も若干出土し、 [『政治要略』 当初は衛門府の役人が兼任し、 建物跡・ 瓦譜』 町 二〇一八]。「右坊」「左坊」を対で確認した貞 んどない 二八本中二 九九九、平尾・山口・上村二〇〇二など]、 が 検非違使は軍事・警察組織として九世紀前 は敷地の六割以上が発掘されており [伊藤 瓦の出土例はないが、 「右京」瓦も想定したはずだが、貞幹『古 左 かし、 には掲載されず、 停所行之政、 京 隣接地では「右坊」字瓦も出土してい 六 井戸跡など平安時代前期の遺構も確 むしろ、 [『大内裏図考証』 職 四本に同じ拓影を掲載する「藪 一糺弾雑事〕。『大内裏図考証』 所用瓦と理解 右京職推定地(右京三条 「計帳所」 以左政舎便為使廳、 検非違使庁、 出土例も確認できな 貞幹『古瓦譜』 「右籍所 した正凸字 第二七巻]。 左右衛門府内に 左京近 「籍所 坊三 毎 第 貞 Ė 中 は 左

除外されて

左京職は朱雀大路

東・

姉

小

路 北 の方

町



図 13 池田瓦屋出土「右坊」関連文字瓦各種[大谷高等学校法住寺殿跡遺跡調査会 1984]

法住寺殿は後白河法皇の御所跡として遺跡登録されているが、その推定地の発掘調査では、法住寺殿南殿あるいは后(女院)建春門院が発願した最勝光院に関わる園池以外に、それに先行する9世紀後半~11世紀中葉の瓦窯跡3基が検出されている。木村捷三郎は『延喜木工寮式』にある栗栖野瓦屋・小野瓦屋と同様、本瓦窯跡が平安宮などに関わることに注目し、地名から「今熊野池田瓦屋」あるいは「池田瓦屋」と命名した。ここでは後者を採用したが、出土文字瓦を根拠に「右坊城使造瓦所」と呼べるかもしれない。

左京職九 3

貞幹『古瓦譜』にみる正凸字「左京」瓦

1[中之] 2[国会] 3[天二] 4京大本「古瓦図」所掲の凸字「左京」瓦

条堀河邸)に庁屋を建てて対応。庁屋は別当 (大理職) 辞任後は因幡堂 が検非違使別当に任ぜられた時は、 使庁だったことになる。 西猪熊東」すなわち同七町と記載するので、 東近衛北 北 に施入された [『山槐記』治承三 (一一七八)年正月~二月条]。 Ш 堀川西」 西 町 すなわち左京一条二坊二・七町、 と記載するが、 しかし、 『拾槐抄』 『山槐記』の著者・藤原 左京三条二坊五町にあった自邸(三 は左衛門府 左衛門府の東半部が検非違 使廳を 鷹司 「近衛北堀河 中 Щ '南大宫 忠親

相当する別当の唐名が「大理卿」である[『拾芥抄』『職原抄』]ことが 裏凸字「大理」を検非違使庁所用瓦と解釈したのは、 四等官の長官に

字

破片形態や文字位置や字体から、1~3は同一個体で、4もそれを臨写す 4から凸面は斜格子叩きとわかる。2つ並んだ刻印文字は細部が異なり、 平瓦凹面に同印を2度押したものではない。同印例が出土しないことと合わ 捏造品と判断する。図1-10は破片形態や文字位置は本図と共通するが、 字形が異なり、彫り直しあるいは拓影に墨入れした可能性がある。 1は古瓦 譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 十三 左京職」と登録する。

静誉順は

「大班」と傍書した。

貞幹『古瓦譜』

収録の「検非違使庁瓦

は

瓦

Щ

本一九八〇]の「古瓦集五」に貼付した宝 十三品」と題し、自分の法金剛院『古瓦譜』 で確認されている[藪中二〇一八]。なお、 15―2〜4) は二八本中二一本の貞幹『古瓦

『古瓦譜』を切り抜いて「平安古宮城

廢

三種

生ある。

かすかに布目が見える瓦片に裏凸

字

大理

刻印

が四つが並ぶ図15

| |1 |は、

中

るという [薮中二〇一八]。 型を彫り直したか墨入れした可能性があるだろう。 |た[裏松]本(東京大学史料編纂所所蔵 として縄叩目平瓦片に凸裏字「大理」 11 は文字周囲を白く抜いて鮮明にしているが、 る捏造瓦と思われる。 『古瓦譜』 一字の刻印瓦が収録され 図15と比較すると、 字形が異なり、 未見だが薮中が調査 一冊本)には、「不

落するなど不自然な点が多く、

二重採拓によ

4

凸面縄叩目から文字が浮き、

右側

が剥

くの貞幹

『古瓦譜』に収録された図15

| 2

之] 本だけなので真偽を判断しにくい

もに正字 正凸字 「古瓦譜附録」と題した冊子本)所収図15 理 「理」印瓦 を平瓦凹面に押捺した [国会附録 「理」も 「検非違使廳」とする (図3十四丁後頁左下)。 『好古日録』「古瓦文字」項は、 ―5と同一個体を、](国会図書館三冊本のうち 裏字 大理」 一尚古 正凸 ح ح

根拠らしい。

「無佛斉古瓦譜」の「大理」字

11

)は読みにくいが、

同一個体の拓影

図

裏凸字 雀西三 を無視できなかったためだろう。 念のゆらぎをもたらすことになる。 ことは貞幹の基本姿勢だったと思われる。 条付近は『大内裏図考証』が指摘した検非違使庁所在地と離れており、[国 か 一條南掘 「大理」とともに や [天一] がこれを検非違使庁瓦としなかったの 図 15 地 | | | | | | 所得」 「三條朱雀街掘地所出」、 と傍書し、 「検非違使廳」 検非違使庁瓦と解説しな [中之]以降でも、 瓦と傍書する[藪 当然、それは晩年における信 [天一] 一は同 採集地を尊重する は、 中二〇 一個体を 朱雀 瓦採集地 二六二。 茜三

同じ正凸字 お、 拓本が不鮮明 理 刻印瓦は平城宮出土例で一二種類確認できる[奈文 なため同 印 例を 確 定 でき な £ \ が、 図 15 5 と

字 しており 字 て年代づけられるかどうか疑問だが、少なくとも正凸字 0 出 研 目 九八〇]を裏付けた。 置 長 修 理 土する 九 岡遷都以前に属すると考えた[山崎二〇〇二]。これらを 等々 た飛雲文軒平瓦、「人」「冬」「王」「里」「田」「矢」「司」「伊 七 刻印 [橿考研一九九〇]、 は の 七 0 松林苑築地西南隅 _ 刻印 は 瓦 長 平 正凹字 瓦を神護景雲二(七六八)年から延暦三(七八四 畄 城宮 宮 瓦を 京 「修理司 修 再 向 修 (四次調査区)で五八点がまとまって 利 刻印瓦とC字上向中心 \mathbb{H} 用 市教委一 理 設置期間 した結果であ が 九 を神護景雲二年~宝 八七] や平安宮 群であるとする推定 る。 飾に正凸字 山 崎 ,「理」 信 と 正 京 は 出 正 で 土 Ш

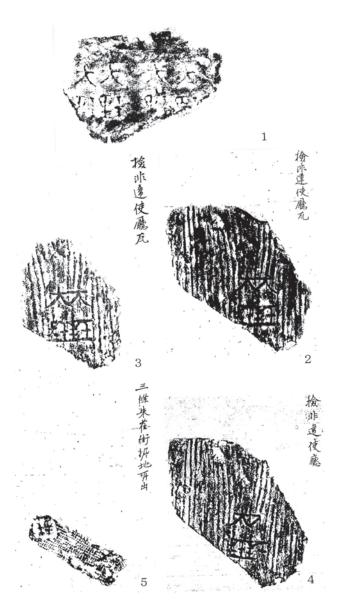


図15 貞幹『古瓦譜』にみる「検非違使庁」瓦

1[中之] 2[国会] 3[宮城] 4[天二] 5[国会附録]

古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 十四 検非違使廳」と登録する1は、平瓦凹面に裏凸字「大理」4つを並列。不鮮明で他と同印か判断しにくいが、縄叩き平瓦凸面に裏凸字「大理」2つを並べた図1-11と同一個体は、貞幹『古瓦譜』に普遍的である(2~4)。しかし、縄叩目の凹凸を無視して凸字が浮き出るのは、二重採拓の結果である。また、4と図1-11において、右側「大理」右半分が不自然に剥落するのも文字型が別にあるからだ。『好古日録』「古瓦文字」頁では、奈良時代の「修理司」に関わる文字瓦である正字「理」も「検非違使廳」とする。5の傍書は「三條朱雀街掘地所出」であるが、薮中が紹介した[尚古]本は同一個体を裏凸字「大理」とともに「検非違使廳」瓦とする。

瓦も収録していたことになる。
モノアリ」図3)と考えたのに反し、貞幹『古瓦譜』は奈良時代の文字平安時代以降に現れた(「至古ノ屋瓦文字ナシ。六七百年来間文字アル平安時代以降に現れた(「至古ノ屋瓦文字ナシ。六七百年来間文字アル

画を形成していた[『大内裏図考証』第二一巻]。南所・一本御書所・釜所・内豎所とともに東西二○丈、南北三九丈の区などを担当した。外記庁は内裏外郭の東面中門(建春門)の東にあり、などを担当した。外記庁は内裏外郭の東面中門(建春門)の東にあり、のもとで詔勅(内務省の内記が作成)の校勘、天皇に上げる奏文の作成図1─12「外記廳」 外記は太政官に属した主典相当官の職。少納言図1─12「外記廳」

本書所収の「外記廳」瓦は、赤茶色顔料で採択した布目瓦小片である。本書所収の「外記廳」瓦は、赤茶色顔料で採択した布目瓦小片である。本書所収の「外記庁B・C)、「尚古」本ほか四本に掲載された格子叩れた丹波系軒丸瓦(外記庁A)、「尚古」本ほか四本に掲載された格子叩平瓦片二種(外記庁B・C)、「尚古」本ほか三本に掲載された格子叩平瓦片二種(外記庁B・C)、「尚古」本ほか三本に掲載された格子叩いる。「外記庁紫褐料瓦A)があり、「外記庁紫褐料瓦は他に三種類ある」(外の記庁紫褐料瓦B・C・D)とのことで「薮中二〇一八」、未掲載のB・C・記庁紫褐料瓦B・C・D)とのことで「薮中二〇一八」、未掲載のB・C・記庁紫褐料瓦B・C・D)とのことで「薮中二〇一八」、未掲載のB・C・記庁紫褐料瓦B・C・D)とのことで「薮中二〇一八」、未掲載のB・C・記庁紫褐料瓦B・C・D)とのことで「薮中二〇一八」、未掲載のB・C・記庁紫褐料瓦B・C・D)とのことで「薮中二〇一八」、木掲載のB・C・記庁紫褐料瓦B・C・D)とのことで「薮中二〇一八」、木掲載のB・C・記庁紫褐料瓦B・C・D)とのことで「薮中二〇一八」、木掲載のB・C・記庁紫褐料瓦B・C・D)とのことで「薮中二〇一八」、木掲載のB・C・記庁紫褐料瓦B・C・D)とのことで「薮中二〇一八」、木掲載のB・C・記庁紫褐料瓦B・C・D)とのことで、一次にあり、一次に対している。

を特記した瓦を収録しておらず、 併記するのが貞幹 ど瓦の色調を特記した瓦拓影が収録されている。 貞幹『古瓦譜』には、 12以外に図1-又 「紫褐料瓦」 と傍書するだけだが、 『古瓦譜』 20も赤茶色顔料で採拓する。 はおもに赤茶色の顔料で採拓する。 「紫褐料瓦」 の原則である。 顔料の色を変え採拓するのは安永五 所用官司・殿舎名とともに屋瓦料も]「碧料瓦」「白料瓦」「黒料瓦 ただし[中之]は屋瓦料名 「碧料瓦」はおもに緑 図 1 | 12 · 20 本書では図 は

> 料瓦ノ小片ヲ得タリ。 ヲ用ルハ、平城宮殿ニ始ルナラム。 (一七七六)年以降のことになる。『好古小録』[雑考七]では アリ。大学寮ノ廃址ニ出ル者、 址ニ存ス。西京薬師寺ニモ出。 碧料瓦也。 廃址希ニ、破壊スル者ヲ出ス。又紫褐料瓦、平城宮ノ廃 其製、 恭仁宮ノ廃址ニ出ル者ト同ジ。平安太極殿 平安ニテハ外記庁ノ廃址ニ出。 密緻堅実、 余、 乃楽二条ノ北ノ田間ニシテ、 石ノ如シ」と解説する。 又黒料瓦 屋 瓦 碧

二条二坊十二・十三坪でも三彩瓦・緑釉瓦が出土しており[奈良市教委 瓦と作りが一緒であるという説明は理解できない。また、『好古小録 年夏四月癸巳条]であろうか。ただし、宮外ではあるが、平城京左京 たことは、 を収録する。 は明記しないが、貞幹『仏刹古瓦譜』 玉殿に葺いた瑠璃之瓦(三彩瓦?)[『続日本紀』神護景雲元(七六七 が認識した乃楽二条ノ田間で採集した碧料瓦ノ小片とは、 ではなくレプリカで採拓したようである。 野 幹 碧料瓦について 九八四一、 【瓦窯産緑釉瓦であることから間違いない。 『古瓦譜』に収録された緑色顔料で採拓された軒丸・軒平瓦が、 木村捷三郎が確認している [木村一九三八・三九 乃楽二条ノ田間の候補地となる。 延喜四(九〇四 平安太極殿の碧料瓦が緑釉瓦を意味することは、)年創建の仁和寺円堂院に緑釉瓦が葺か は仁和寺円堂の碧料瓦 また、 ただし、 なお、 碧料瓦の初現と貞幹 恭仁宮 軒平瓦拓影は実物 平 ノ廃址出 (瑠璃瓦 ·城宮東院 貞

廣一 第三之上巻における「太極殿 れ P 平安宮大極殿に緑釉瓦を葺いた事実は、 Ē 近世・ 尺二寸」 収録した太極殿瓦が緑色顔料で採拓されたり、 「廢趾、 近代の古瓦愛好家が共有した知識だった。『大内裏図考証 と解説する。 今猶出碧料瓦、 同書において所用瓦の法量まで記録した唯 花頭菊紋瓦 項では、 建物説明の冒頭に「碧料瓦」と 圓徑六寸、 貞幹以後の古瓦譜にお 緑色インク 牝瓦紋水艸 厚三寸 で印刷さ

の例で、碧料瓦という用語を含め貞幹が関与したことは疑いない。

調説明ではなく、 釉瓦は軒瓦・丸瓦・熨斗瓦・鴟尾などに限定され、 等がおこなったが、 平安神宮本殿が創建され、 古小録』で述べた屋瓦料とは一体何だろうか。 なった「角田監修一九九四、 ように緑釉瓦を葺いた事実は一九九○年代になってようやく共通認識と を踏まえた復原であろう。 明治二十八(一八九五)年、 、屋根景観を射程にした語なら、貞幹が『古瓦譜』や 緑釉瓦屋根は貞幹をはじめとする近世考証学の成果 屋根全体を緑釉瓦で葺いた。 ただし、 上原 平安宮大極殿を縮尺八分の五で再現した 一九九七]。 この復原は誤っている。 碧料瓦が単なる瓦片の色 屋根の輪郭を縁取る 設計は伊東忠太 平安宮の緑

うに、 宮殿における建物施設の格が、 蔵するのだと主張しており、 が多く、基本的に偶然ではなく意図した色調である。 理解した「藪中二〇一八]。 成を受けて煤が付着した瓦と思われる」と、碧料瓦以外は偶然の産物と 強すぎて赤く変色した瓦」「白料瓦は生焼けの白色瓦、 紫褐料瓦とは何かI たる証拠はない から推測できる。貞幹「訪古遊記」は、 が提案した碧料瓦が特記され、平安神宮の屋根にそれが反映された事実 として瓦の色に注目したのが、単なる瓦片一点の色を解説したのではな 屋根景観を考慮したことは、 の紫禁城に葺かれた瑠璃瓦に関する知識があった可能性、 瓦の色調は建物の外観や地域景観を決定づける。 唐招提寺金堂(講堂の誤)しか例がないので、 が、 日本の考証学が中国の影響で発展した以上、 薮中は しかし、 建築と瓦は不可分と考えていた。 屋根の色によって表現、 「紫(赤)褐料瓦は窯の中で火あたりが 『大内裏図考証』 地中海の青空・白壁・赤屋根のよ 古い宮殿建築や部材は平城宮朝 太極殿の解説に貞幹 遺跡に残る瓦を珍 貞幹が「屋 黒料瓦は二次焼 世界的には赤瓦 荘厳された事実 また、 すなわち 貞幹が 瓦料

李・劉一九八七]を承知していた可能性も想定できる。

火災を説くのは早計である。 る。 衙跡の発掘で赤瓦が出土すると、火事に遭った証拠と説く研究者も 差による発色の違いは屋瓦料の認定基準ではなかった。 を挙げる。 た堅い瓦として、 が少なくない。 知らないが、「警固」瓦をはじめとする北部九州産の平・丸瓦には赤瓦 素を補給した結果であると説明された。 常滑焼の展示館で中世陶器が赤い理由を、 赤色を基調とするように、 した[上原一九九七]。 に関し、私は主要堂塔に灰色屋根・ 灰色瓦と赤瓦とが瓦当文様で区別できる飛鳥寺創建瓦(六世紀後葉 火災で灰色瓦が赤変する場合があるのは事実だが、 しかし、 貞幹も『好古小録』[雑考三十五]において、 大学寮の黒料瓦などとともに、 貞幹はこれを紫褐料瓦と表記しない。 この区別は、 還元炎と酸化炎の違いであろう。 赤屋根の区別があった可能性を推定 古代須恵器が灰色を、 現在もこの説明が通用するのか 最後に焚口を壊して一気に酸 大宰府跡の紫褐色の瓦 なお、 瓦の色調だけで つまり、 中世陶器 学生時代、 硯

瓦が主体である。 概して方形瓦や素弁蓮華文軒丸瓦は赤瓦で、 外に各数種類の素(単)弁蓮華文軒丸瓦と複弁蓮華文軒丸瓦がある[肥 する粘土や赤色顔料を意図的に使えば赤瓦は製作できる。 紫褐料瓦とは何かⅡ 大津宮周辺寺院出土の素弁蓮華文軒丸瓦を体系的に検討し年代づけた北 くこうした色の土を塗った為であらう」と解説された[肥後 後 に立地する南滋賀廃寺の創建瓦には、 一九二九·三一、柴田 1232Aa) は、 かつて「全軆が紅褐色を呈しているのは焼けた為ではな とくに、 還元炎・ 九四〇、 中房蓮子を欠く素弁八葉蓮華文軒丸瓦 酸化炎の違いだけでなく、 滋賀県教委一九七五、 サソリ瓦の異名を持つ方形瓦 複弁蓮華文軒丸瓦は灰 林一九八九 大津宮の北 一九三一]。 赤く発色 図

体も 瓦 大津 村 'きる事 圭 は 弘は 廃寺で 灰色瓦を主体とし あ Š 宇実を示 と曖 れ P を 寒味に記さ 方 L 酸 た 形 化炎焼成 瓦 図 述し て や素弁蓮 16 お つつも、 り、 北村 0 個 華文軒 瓦 体 0 系譜: 一〇〇九 が 種類で色調を Ħ 丸 的にまとまった一 立 瓦 ち、 は 赤 大津 泥 瓦 脱を塗 んを、 区 :宮周辺 別し 複 布 た可 弁蓮 群とし の穴太廃寺 L たよう 能性 華文軒 つて抽出 が高 な 丸 Ġ 個

山背 630年 り瓦窯跡D 正道廃寺Ⅲ 観音寺廃寺 元稲荷窯跡 C (北野廃寺・同瓦窯跡) 1211A 近江栗太郡 宝光寺跡 1211Bb 宝光寺跡 1211Ba 穴太廃寺 1111Aa B. 観音堂廃寺 穴太廃寺 南滋賀廃寺 不詳種 穴太廃寺 1122B 坂本八条廃寺 1221B ●1222A 1122A ●1222A = 1222B? 667年 ●1222Ba ●1222Bb ●1231Ab 7991A ●1232Aa ●1291Aa 瓦当紋様の連関 同笵 瓦当裏面を叩き締める ●1232Ab ●1291Ab

図 16 大津宮周辺寺院における赤瓦の系譜 [北村 2009] 縮尺約 12 分の1

南滋賀廃寺・穴太廃寺など大津宮周辺寺院の素弁蓮華文軒丸瓦は、豊浦寺に瓦を供給した宇治市隼上り窯や北野廃寺に瓦を供給した京都市幡枝元稲荷窯で生産した有軸素弁8葉蓮華文軒丸瓦の系譜下にある。山背国に分布する祖型や南滋賀廃寺 1121~23型式の素弁蓮華文軒丸瓦は灰色瓦で、酸化炎焼成もしくは泥漿(スリップ)を施した赤瓦は、●印のある瓦当裏面を叩き締めた素弁蓮華文軒丸瓦や方形瓦に顕著である[北村 2009]。貞幹自慢の滋賀宮花頭瓦の硯は、皆は滋賀宮の瓦と言うが、実は滋賀寺廃址の瓦であると貞幹「訪古遊記」は指摘する。滋賀寺がどこか明確でないが、南滋賀廃寺の可能性がある。とすれば、大津宮周辺寺院に多い赤瓦を貞幹は見たかもしれない。

寺 瓦 61 で出 には容易 使 つ L 土 た か L に 0) Ļ た素弁六葉蓮華文軒丸 認定できる。 か 区 酸 別 化炎 は 7焼成 難 L な 兵 61 庫 Ō 県 か、 方、 洒脇 瓦は 赤 焼 な発色 市 ベン 成後にベンガラなどで彩色した赤 上之段遺跡 ガラを瓦当面に塗布 する粘 9野 土 一や泥漿 村 廃寺 (ス Þ IJ た赤 八坂 ッ プ 瓦 廃

で

|ある(図17)[岸本二〇〇二、井内古文化研究室一九九〇]。文様的

も近江―播磨の赤瓦には系譜関係があるだろう。

小録』 物の可能性もある。 辺寺院出土瓦のように意図的な赤瓦ではなく、 収録されており、 屋根の色が建物の格付や荘厳に関わるという前提で、 して特記する必然性はなくなる。やはり、 に言及した可能性は捨てきれない。 の記述と対応する。 『古瓦譜』 これも『好古小録』に対応する。 は平城宮や外記庁の紫褐料瓦を収録しており、 しかし、 『仏刹古瓦譜』には西京薬師寺の紫褐料瓦 偶然の産物と思っていたなら「屋瓦料」と 明清の紫禁城を念頭に置き 藪中が指摘した偶然の産 もちろん、 瓦の色調(= 大津宮周 **写**好 屋瓦 古

視されたが、高麗寺の南面築地や南門は川原寺式軒丸瓦と重弧文軒平瓦の屋根を飾ったとは限らない。報告書[木津川市教委二〇一一]では無なお、飛鳥寺や南滋賀廃寺などで想定したように、赤瓦と灰色瓦が別

2 20cm

図 17 兵庫県西脇市出土の赤瓦 [岸本 2002] 縮尺5分の1

1 上之段遺跡(野村廃寺) 2・3 八坂廃寺 おもな創建瓦は法隆寺系複弁蓮華文軒丸瓦(3)だが、素弁 7 葉蓮華文軒丸瓦は瓦当面に赤色顔料(ベンガラ)を塗布し て赤瓦とする(1・2)。文様的にも大津宮周辺寺院の赤瓦の 系譜を引くものだろう。大津宮周辺寺院では生産窯の発掘で、 川原寺系複弁8葉蓮華文軒丸瓦と方形瓦とが同時代と確認さ れており[滋賀県教委1975]、文様系譜的に素弁蓮華文軒丸 瓦が先行(図16)しても、赤瓦と灰色瓦が共存して屋根景観 を際立たせたと推定できる。野村廃寺や八坂廃寺の法隆寺系 複弁蓮華文軒丸瓦と素弁7葉蓮華文軒丸瓦も同様であろう。

あると私は考えている。

・の組み合わせを主体とする青灰色の瓦で葺かれていたが、南門屋根の大の組み合わせを主体とする青灰色の瓦で葺かれていたが、南門屋根の大の組み合わせを主体とする青灰色の瓦で葺かれていたが、南門屋根の大の組み合わせを主体とする青灰色の瓦で葺かれていたが、南門屋根の大の組み合わせを主体とする青灰色の瓦で葺かれていたが、南門屋根の大

根景観に関わる貞幹の思いを反映すると私は推定する。 黒料瓦とは何か 雑考七」では言及されておらず、 かし、 〖しては『古瓦譜』に平城宮例を掲載するが [薮中二○一八]、『好古小録 瓦の接着に漆喰(石灰)を用いたり、 ので、これを白料瓦と認識した可能性も ともに提示できる 貞幹 『古瓦譜』 貞幹は晩年に撤回した可能性もある。 が指摘する碧料瓦や紫褐料瓦は、 白土で彩色した瓦もある 一方、 「生焼け」 白料瓦 屋

古代中国の黒色磨研瓦、 された[清野二○○四、奈文研二○○九]。 すなわち 之上・下巻では、 しろ近年になって平城宮第一次大極殿復原に際して注 ていない。 瓦葺だった史料を挙げるが、黒料瓦を使ったとは書か 賀城瓦を掲載し[薮中二○一八]、『好古小録』は大学寮 殿 おこなわれたことが明らかとなった」 瓦を黒料瓦とする。 方、 新 用 黒料瓦に関しては、 瓦は黒色を呈するよう、 黒料瓦すなわち黒く発色する瓦の存在は、 大学寮廟門や廟堂、 しかし、『大内裏図考証 『営造法式』の青掍瓦 『古瓦譜』に大学寮瓦と多 意図的に何らかの操作 都堂などの建物 事実を踏まえ、 第二四 日 本中

根は 世~ 近い色彩を示すことが明らかになった」[奈文研二〇〇九 近代のいぶし瓦などを比較検討した結果、 「瓦の表面に淡路産粘土を塗布した試作瓦が、 平城宮第一次大極殿 出土瓦の色調に最 0) 屋

究史の空白は、貞幹の関心、 たことを示しているのだ。 文研二〇〇九]ことからもわかる。 てもきわめて重要な視点を投げかける契機となった」と結んでいる[奈 調に関する研究はほとんど皆無であり、 の問題提起を受けたものではない。 通するものが想定できる。 色ではなく、 に記載された碧料瓦・紫褐料瓦・ た黒料瓦と同じとは断言できない。 -城宮第一次大極殿の屋根復原時に認識された黒瓦が、貞幹が提起し 建物屋根の色が貞幹の念頭にあったとすれば、 むろん平城宮第一次大極殿の黒屋根は、 問題意識、 黒料瓦の用語は、 それは同報告が 逆に言えば、 しかし、貞幹『古瓦譜』や『好古小録 今回の試みは古代瓦の研究とし 好奇心が飛び抜けて先駆的 屋根瓦の色に関わる研 単なる個々の瓦片の 「これまで、 両者には共 瓦 貞幹 だっ の色

図 1 檜皮葺に熨斗棟や甍棟を採用しても総瓦葺はないだろう。 諸国 内裏図考証 には北舎・後庁・南舎・井舎・大炊殿、 南北三七丈、東西三五丈を占める。 高蔵・御幣殿・八神殿・斎部殿などの建物があった(図18)[『大 一の官社を統括した。 13 「神祇官」 』第一九巻]。 神祇官は二官八省の筆頭官司 曹司は平安宮の南東部、 建物の葺材に関わる史料に遭遇していない 内部は東院と西院とからなり、 西院には北庁・南舎・東舎 郁芳門を入った南 で、 祭祀を担 東院 . 西 当

と同様、

二重採拓法による捏造瓦と考えられる。

いずれにしても布目圧

の面に刻印すると、

文字の高い部分は押圧が弱く布目が残ることが多

推定できる文字型の彫り直しとともに、 字型が別物である証拠かもしれない。 祇

官

字の左に現れたしめすへんの意味はよくわからないが、

とすれば、

図 瓦 1

13との違いから 6

瓦片と文

「典薬寮」

図1

図9)

41 痕

に

凸字

「典薬寮」

瓦も

「神祇官」瓦も文字は鮮明でも、

高い

部

布 0

目は残っていない

異本を比べても破片の形状や字体、 に確証を得られなかった(図19)。 凸字「神祇官」 出土品 は貞幹『古瓦譜』二八本中一九本で確認さ に 類例はないので、 藪中が気づいた [中之] における 文字の位置に顕著な違いがないため 捏造品 と思っていた。 れ 藪 かし、

衙 図

で、

14

「大學寮」

大学寮は式部省に属する官僚養成機関

宮外

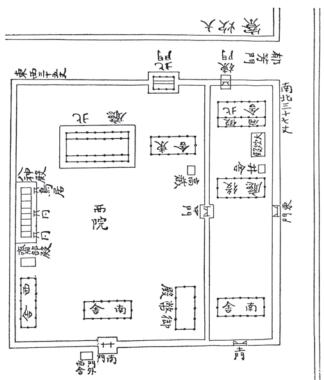
官

二条大路南、

三条坊門北、

朱雀大路東、

壬生大路西すなわち



神祇官建物配置[『大内裏図考証』第19巻] 諸書の記述を根拠に『大内裏図考証』が示した神祇官の全体図。各時代の記述 が元になっているので、このような建物配置の神祇官が常時存在したとは限らない。

神祇官九 1

図19 貞幹『古瓦譜』にみる正凸字「神祇官」瓦 1[中之] 2[国会] 3京大本「古瓦図」所掲「神祇官」瓦

1・2と同じ正凸字「神祇官」瓦は多くの貞幹『古瓦譜』に掲載され、3の輪郭は1・2とやや異なるが、 文字位置から同一品を臨写したと判断できる。つまり、凸字「神祇官」瓦は凸面縄叩目の平瓦凹面 に刻印した文字瓦と認識されていた。古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 二 神祇官」と登録さ れた1の「神祇官」字の左に現れたしめすへんは他の貞幹『古瓦譜』にない[藪中 2018]。図1-13 は破片形態や文字位置は同じだが、布目が見えず「神」字の作りや「官」字のうかんむりの形状が異 なる。二重採拓法の文字型を彫り直した可能性が高い。

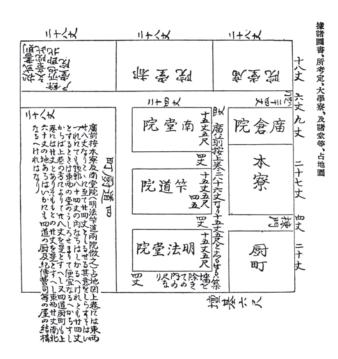


図 20 大学寮諸堂占地 [『大内裏図考証』第 24 巻]

大学寮を構成する廟堂院・廟倉院・本寮・厨町・都堂院・南堂院・算道 院・明法堂院および四道厨町の占地を、諸書から考定した図。同巻では 各堂院や本寮内部の建物配置も検討しており、かなり詳しい構造を解明 しているが、黒料瓦を葺いた建物についての言及はない。

京三 舎 ŋ 考 図 証 か 条 釈 らなる 20 奠 第一 へを 坊 お 算道 ح • 四之上巻]。 なくとも <u>-</u> なう 院 Þ 七 廟 崩 堂 廟 法堂 八 院、 堂 な 坪 お、 院 を占 都堂 分 など 野 ごと め 好 Þ 0 た。 活小 菛 兀 の は 院 正 録』 瓦葺だったらし 教 民と各院 庁 室 (堂 雑 本 に対 考 · 寮 t ح 応 以 宿 する は 外 舎 € √ に、 黒料 西 厨 大 舎と 孔 が 内 あ 瓦 子 裏 東 を

祀

図

た

IJ_。 内 裏図 図 大学寮 [考証] ノ廃 に 貞幹 址 二 の 出 瓦 ル 観 者、 察 成果を反 密 緻 堅 実 映 L 石 た記 如 事は **シ** な と解 説 す る が、

大

古 れ とする b 瓦譜』二八本中二五 と共通する。 てい 文字位 は 21 同 で解説 ない 他 個 0 置 0 体で、 平 貞 [藪中二〇一八]。 が したように、 瓦 ほ 幹 凸 不自然な叩目なので捏造品と考えていたが、 ぼ Ш 面 共 古 回に押捺、 面 通す [瓦譜] 本で 布 目 る 同じ 無佛斉古瓦 L が 収 Щ た 録拓 京都 拓 . 「大學」 面 學 影を 縄叩 影 大学 字 確 譜 目 図 認 字は字画 Ŀ 『古瓦 あ 21 した藪 部 0 る - 2・3) と叩 凹字「大學」 の ίĮ 字形 図 は 中 が 平 0 は、 に差があ 最 行 臨 も整 吅 文字 写 目 自 4 図 瓦 3. 藪中 Ö 元文五 **図** 破 図 好 違 古 21 貞 片 は 1 61 H 掻 を 幹 形

目

緑色顔料による採拓が[中之]には認められず、 雀門の唐草文軒平瓦は、 貞幹以前に文字瓦捏造の先達がいた可能性も考える必要がある。 が 『文所古瓦彙』 た可 なるので、 正しければ、 ただし、 ② 21 '能性もある。 『文所古瓦彙』 1 貞幹とは別人が作成した瓦拓本集である。 に、 がある。 貞幹 叩目 『古瓦譜』に先行する別の 方、『文所古瓦彙』の凹字 『文所古瓦彙』 の不自然さが 緑色顔料で採拓する。 に収録された「平安古宮城」 ない別の平瓦片に同 収録瓦はすべて貞幹 貞幹 「大學」瓦も捏造品なら、 大學」 安永五(一七七六)年 『古瓦譜』 豊楽院および朱 瓦を参考に捏造 元文五年の紀年 .印を押した拓 『古瓦譜』と における

担当官司

0

廃止にともない造瓦なども含めて広く造営・営繕事業を担当するよう

当初の職掌は木材加工に限定されていたようだが、

造宮職等

木工寮は宮内省に属する木工・建築および採材

図 め、

1

Î 15

「木工寮

図 21 各種古瓦図録にみる正凹字「大學」瓦 1元文5年「文所古瓦彙」所収「平安古宮城」凹字「大學」瓦

2[中之] 3[宮城] 4京大本「古瓦図」所掲「大學」瓦 図1-14は他の貞幹『古瓦譜』掲載の凹字「大學」瓦と破片形態や文字位置が ほぼ共通するが、「學」字上部が2・3より明確に現れている。輪郭がやや異なるが、 これを臨写したと思われる京大本「古瓦図」(4)の字画はさらに明確で、『好古 日録』(図3十四丁前頁下)と共通する。4は裏の布目を図示し、刻印があるの は凸面で、不自然な条線の上に「大學」印を押捺したことになる。藪中はこれを 「掻目痕瓦片」とする[藪中 2018]。『文所古瓦彙』所収の凹字「大學」瓦(1) は「學」字上部が最も整い、『好古日録』と共通するが、破片形態や文字位置、 凸面叩目が貞幹『古瓦譜』と違う。元文5(1740)年は貞幹8歳で、[中之]成立

の27年前となる。なお、2は古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 七 大學寮」

なる。 雀門 を拓影で示した『文所古瓦彙』 後の工夫とすれば、それを遡る三六年も前に、 「平安古宮城」瓦には大極殿・豊楽院・八省院・大学寮・乾臨閣 『文所古瓦彙』 このネーミングが 羅城門があり、 の成立年代は保留しておきた 貞幹『古瓦譜』の平安古宮城瓦と建物施設名が 『大内裏図考証』 は卓越した存在となる。 以前に可能 碧料瓦を認識し、 かという問題を含 同書に収録され そ ・朱 重 れ

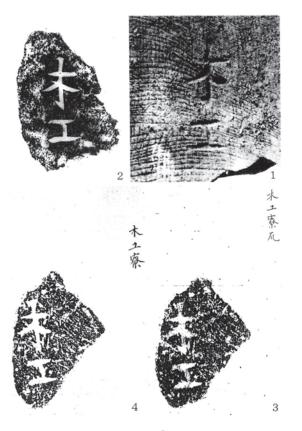
以

と登録する。

た

所管官庁や瓦屋名であることを明確に示す。 屋名として掲載され、 ち左京三条二坊 栖野瓦窯の製品で、 に関わる史料に遭遇していない。 になっ た。 ② 22 宮外官衙で、 $\underbrace{1}_{\circ}$ 八坪を占めた[『大内裏図考 布 栗 次々項で述べる 目の状況から九世紀後半~ 、栖野瓦屋は 二条大路 凹字「木工」 南 『延喜式』 押 栗」 小路: 証 北 字とともに、 巻 瓦 猪 一〇世紀 は、 第二六巻 四四 熊東、 に 京都市左京区 木工寮所 の製品 堀 「木工」 Ш 建 西 管 物 す 字 判 施 な の の 瓦 断 栗 設 ゎ

字 丈 図 握 関 1 「主計寮」 L わ る史 監査した。 北 16 主計 四丈で、 は平行叩目平 は提 寮 民部 示さ 省は 計省はその東南部を占めた れ 主計寮は民 てい 瓦 朝堂院の (藪中 ない は 部 東、 『大内裏図考 省 「縄叩痕瓦片」とする) 凸面 太政官 に属 し、 の 南 税 証 図 24 にあ 収 第一 とく ŋ Ŧī. 建 東 に 巻 物 西 調 施 Ŧī. 凸 設 を



正凹字「木工」瓦 図 22

栗栖野瓦窯跡出土凹字「木工」瓦[西田・梅原 1934] 2[中之] 3[国会] 4[天二]

凹字「木工」瓦は本物(1)が確認できる。凸面縄叩目の平瓦 凹面に刻印する例が多い。[中之]の古瓦譜目録において「古宮 城 第三 平安古宮城 十一 木工寮 | と登録した2は、他の貞幹『古 瓦譜』と破片形態が異なり、文字を整えたことが見て取れるが、 「無佛斉古瓦譜」収録品(図1-15)をはじめ、多くの貞幹『古 瓦譜』(3・4)には作為の痕跡はほとんど見えない。

二〇一八 た文字がかすかに見え、 活する」 同じ破片ではっきり読めるもの は 拓影 瓦 片 と述べて 尊 の の状況が 73 頁]。 違 ίĮ 5 か *悪く いる。 26ら二重採拓法による捏造品とわ 「無佛斉古瓦譜」の文字型も27に似ている。 [京二]には文字が認められないが27 [東二]で復 「主計寮」 27 かし、 は別の文字型を使用したように見える と読めないが、 藪中が図 がある。 藪中は二八本中二二本で確 示した22・ 他の貞幹 かる (図 23 24は不分明とな 『古瓦譜』 図 1 で

は 16 り、

図 1 【部省庁舎の 25 数 左 や施設の 17 京 $\frac{1}{3}$ 区岩倉幡枝町 廩院 東 が瓦屋名を示すことは木村捷三 構造などは明らかではない[『大内裏図考証 神 祇 廩院は民部省が管理する庸米や年料舂米を 官の 0 栗栖 西 野瓦窯跡 宮内省の南で方四〇丈を占め で出土する各種 郎 が 指摘したが 0 栗 た。 第 収 木 字 倉 蔵 瓦

巻

図

民

棟

先とする瓦と考えた(図 0) なはだしい。 で、 省廩院に粟を収蔵したとは考えられな 九三〇]、貞幹『古瓦譜』 類 栗 治 を を意味すると 字を 粟 「粟」字に改竄して民部省 字に改竄 いう 説明はこじつけ L 25 「廩院」 は平安宮 $\overset{4}{\overset{5}{\circ}}$ を供 民 出 b 廩 0 給

わち平 登録する。 同 院 く別の施設と記載する。 を朱雀門 破 労力の 安宮外にある民部省廩院とはまっ 『大内裏図考証』 一の西 中之 粟 南 字を、 の目次 二条南の方 二八本中一九本 榖 (古瓦 (倉院旧 第二九巻は 譜 町 地 目 所 録 す 穀 出 た な は

集した瓦ならば、 廢址瓦」 るのは 栗(粟)」 [中之]だけで[藪中二○一八]、 という見解を堅持する 字を確認した藪中によれば、 穀倉院に関する理解を深め、 (図3十四丁後頁右下)。 同 『好古日録』 破片を穀倉院旧 採集地点を穀倉院と呼ぶ に至るまで 貞幹自身が採 地所 出とす 「廩院



図 23 貞幹『古瓦譜』にみる「主計寮」瓦

1[中之] 2[国会] 3[宮城]

古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 十 主計寮」と登録された1は、破片形態が他の貞幹『古瓦譜』と 異なるが、「寮」字下部を欠失した文字の形状は共通し、二重採拓法による捏造品と判断できる。「無佛斉 古瓦譜」収録品(図1-16)も破片形態は2・3と同じだが、「主」字が小さいなど、文字型を彫り直した形 跡がある。本図1~3の文字型は同じだが、ベースとなる平瓦叩目との重複具合で文字の見え方が異なる。 二重採拓の特徴である。『好古日録』の「主計寮」字(図3十四丁後頁右上)は2に近似する。

 $\bar{\underline{\ }} \bigcirc \bar{\underline{\ }} \ \bar{\underline{\ }}$ 出 部 字も布目も鮮明で、 ほぼ正位置に配するので、貞幹がこれを「中」と読んだことは間違いない。 で確認され、 に 朝 図 0 「無佛斉古瓦譜」掲載の拓影は状態が悪いが、[中之] (図26―1) 18 と明記するので、 :分は押圧力が少なく、 あったが、 |廷に関わる職務担当官。 1 が 第二三巻 ふさわしくな と 同 18 中務省 しかし、 藪中は 建物施設に関わる史料は提示されていない[『大内裏図 破片は、 「無佛斉古瓦譜」 いと判断したのであろう。 出土例はまだ確認していないが本物の刻印瓦と考え 布目は文字の上にもおよぶ。 「日」と読解し、 文字瓦を掲載するとき、 藪中によれば [中之] 以下七本の貞幹 中務省は天皇を補佐 布目が残ること多い。 太政官北、 で 「中務省」と傍印字した拓影 出土品に類例があるとする [藪 陰陽寮 Ļ 貞幹『古瓦譜』は文字を 西 [中之]が中務省旧 詔勅 刻印瓦では文字の高 八省院(朝堂院) の宣下や叙位など、 『古瓦譜 は **図** 中 地 東

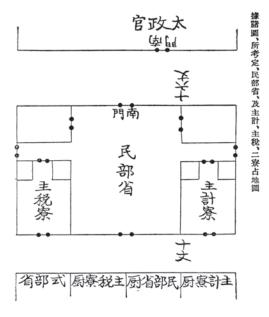


図 24 民部省·主計寮図 [『大内裏図考証』第 25 巻]

諸図を根拠にした校訂図だが、「南門」は「北門」とすべきだろう。ただし、治暦4(1068)年の後三条天皇即位式や元暦元(1184)年の後鳥羽天皇即位式は、未造の大極殿ではなく太政官庁で実施。前者では南門を民部省北垣に移造して民部省庁屋を朝集殿に擬し、後者では新造の太政官五間南門を民部省北築地に建てるなどの工夫をこらした。本図もその影響で北門を南門と誤記したか。

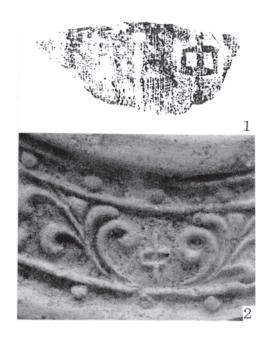


図 26 凸字「中」瓦と「中」字軒平瓦

1[中之] 2「中」字軒平瓦[吉本・他 1972]

1は古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 四 中務省舊地 所出」と登録され、ほか6本の貞幹『古瓦譜』に同一個体 が「中務省」瓦として掲載される[藪中 2018]。「無佛斉古瓦 譜」(図1-15)も同一個体だが、布目が不鮮明である。1は 文字の高い部分に布目が残り、本物の刻印瓦の拓本と考えら れる。藪中はこれを「日」字と読むが、貞幹『古瓦譜』は瓦片 の上下左右に関係なく、文字が正位となるようにレイアウトする ので、少なくとも、貞幹がこれを「中」と読んで中務省を意味 すると考えたことは確実である。中心飾に「中」字を配した軒 平瓦は京都市西賀茂鎮守庵瓦窯跡(8世紀末~9世紀前半) で出土し(2)、考察で中務省を指すと述べている[吉本・他 1971]。貞幹『古瓦譜』の凸字「中」も同年代の所産と限らな いが、貞幹の「中」字=中務省説は昭和にも通用していたこと になる。近年、網伸也は「造瓦に関わる官司」名として「中衛 府」を指すと考えた [網 2011]。

字型 宮廢 録さ さ 体 1 図 古 瓦 赤 瓦 茶色 譜 れている [藪中二〇一八]。 1 は 平 を を彫 址 れ 本に 20 貞 は 城宮紫褐料 瓦 顔料で採拓した20と同 0 20 . 21 と 同 幹 じめとする八本に ŋ 平 21も民部省の瓦となる お 現 直 構成にしたがえば、 € 1 21 古 城宮A)」 した可 て 瓦譜』二八本 又 個体の拓影は 「平城宮址紫 瓦 A) 能 性 として が高 無佛 として 平 登 褐 斉 図 城 登 料 0 個 古

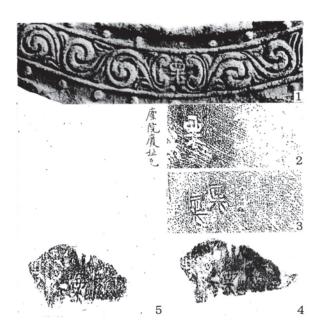


図 25 「栗」字瓦と貞幹『古瓦譜』凸字「栗」瓦

- 1 栗栖野瓦窯跡出土「栗」字軒平瓦「西田・梅原 1934]
- 2 同出土凹字「栗」瓦[京都市埋文研 1996]

ネが

な

点

部

字

の

お

ざとの

形状など、

しかし、一

民

Ŧi.

28

1

(

3 と お

は字体が異なる。

文 図 画

3 同出土凸字「栗」瓦[同上] 4 [中之] 5[国会]

「栗」字瓦は9世紀後半~10世紀の栗栖野瓦窯産瓦に普遍的だが (1~3)、貞幹は[中之]古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 十五 穀倉院舊地所出」と登録し(4)、以後の貞幹『古瓦譜』18本 は、同一破片を民部省所管の倉庫(廩院)所用瓦とした(5)。ただ し、貞幹『古瓦譜』の多くは、「木」を「米」すなわち「栗」を「粟」 に改竄した拓影を掲載する。「無佛斉古瓦譜」(図1-17)は、同一 破片で「栗」字をそのまま掲載した数少ない例である。

> 字 図 西 南 0 1 佛斉古瓦譜」 確認 第二 19 は提示されて 隅に主 Ŧi. 19 六 担 できると 諸国 ح 丈 税 民 同 0 し 寮 0 部 南 た。 戸 があ 省 ネ 破 北 で いう [藪中二〇一八]。 \Box が第 片 朝 ない 民部 つ は、 兀 堂 田 た (図 [丈を占 Ŧi. 畑・山 院 民 [『大内裏図考証 貞幹 画 省 部省 0 <u>ك</u> 東 24 ĴΠ と傍印字した拓影 『古瓦譜』二三本に は め 体化する点や第 道 太 財 路. 建物施設に関 政 東 政 南 官 租

第二五

巻

図

わ

隅 の

に 南

主計 に

寮、

あ

租

般

を

税

を掌

93

で出土することはあり得ないが、 本書冒頭近くに配置されていたと想定できる。 録するのが原則なので、 えられる。 は和綴本として正式な形で製本されていないので、 京都府亀岡市)の三軒家瓦窯産の軒平瓦である(図28)。 乱 前 世 丁・落丁があることは確実である。 に別の平城宮瓦の拓影があり、 |紀前半の平安京およびその周辺で多数消費された丹波国篠窯跡群 多くの貞幹『古瓦譜』 もともと図1 解説で混乱の経緯などを推測した。 は、 それを受けて「又」 平城宮瓦は平安宮瓦よりも前 20 なお、 21は別の平城宮瓦とともに つまり、 図 1 本来は図1 21 と傍書したと考 無佛斉古瓦譜 は 一 これが平城 世 20 . 紀 に収 宮 21

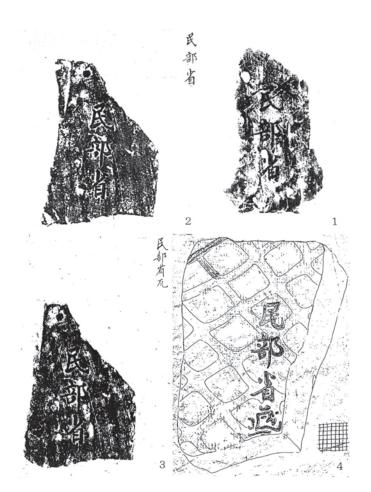


図 27 正凸字「民部省」瓦

1[中之] 2[天二] 3[国会] 4 京大本『古瓦図』所掲「民部省□」瓦

古瓦譜目録が「古宮城 第三 平安古宮城 五 民部省」と登録する1は、2・3 と同じ文字型だが破片形態が異なる。二重採拓法による捏造瓦である。1の「民」字右上に斜格子の交差部が現れ、もとは北部九州産の叩板文字瓦を念頭に置いて捏造されたらしい。『古瓦図』所掲の臨写「民部省□」瓦(4)は凹面布目、凸面斜格子に文字を配するが、格子と文字の位置関係が1とは異なる。ただし、4の元になる拓影は未確認である。1も4も斜格子の凹凸にまたがって文字が現れるのは、北部九州産文字瓦の技術が十分理解できていない証拠である。2・3には斜格子叩の痕跡はなく、同じ凸字「民部省」瓦は28本中23本の貞幹『古瓦譜』で確認できる[藪中2018]。「無佛斉古瓦譜」(図1−19)は24例目だが、2・3より字体が崩れ、文字型を彫り直した可能性がある。

四「無佛斉古瓦譜」の特徴と意義

絵2)、書名として妥当な選択と思う。 はない近世『古瓦譜』が沢山あり、「無佛斎之墓」が貞幹墓碑銘なので(口 であることは間違いない。 ることを示した。 以上、 題したものは未確認で、 瓦拓影は、 いた人物が命名した可能性も捨てきれない。 黒川古文化研究所所蔵の 図 1 つまり、 12以外は他の貞幹『古瓦譜』 ペン字で付箋や表紙 ただし、他の貞幹『古瓦譜』で「無佛斉古瓦譜 本書が藤原貞幹が作成した『古瓦譜』の 無佛斉古瓦譜」 その場合でも、 (図1-1・2)の題名を で同 に収録された二○点 一破片が確認でき 貞幹作で

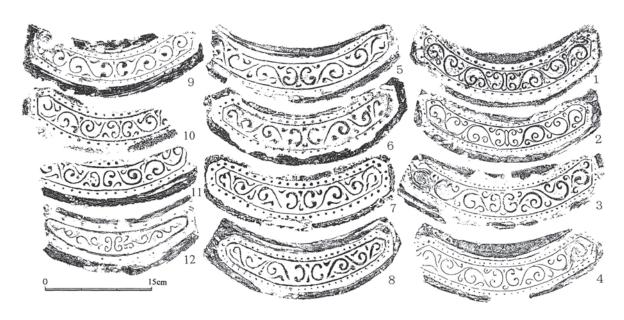


図 28 丹波系C字背向中心飾唐草文軒平瓦の展開 [上原 2010]

1 · 2 · 4 · 10 · 11 亀岡市三軒家瓦窯 3 · 5 法成寺 6 平安宮朝堂院 7 尊勝寺阿弥陀堂 8 平安宮真言院 9 最勝寺推定地 12 出土地不詳

「無佛斉古瓦譜」図1-21は11世紀中葉~12世紀前半に京都府亀岡市の三軒家瓦窯で焼成され、平安宮・四円寺・法成寺・六勝寺な どに供給されたC字背向形中心飾唐草文軒平瓦の文様系譜下の製品である。原型となる文様(1·2)は、C字背向の上下を今で結んだ中 心飾下位から、先が分枝した巻きの強い蕨手を左右に3転させ、反転部などの空白を小蕨手で埋める。外区と脇区は大粒の珠文がめぐり、 両脇区の界線が外側に張り出して三角に曲がるのが特徴である。この文様は以下のように変遷する。①先が分枝した巻きの強い蕨手が分 離し、反転した大蕨手の空白を小蕨手が埋める(3・4・5)。また、大蕨手の巻きが弱く直線的になる(6~8)。②小蕨手がコンマ状あ るいはブーメラン状になる ($5\sim9$)。③中心飾の上下を結ぶ \bigcirc も蕨手もしくはコンマ状になり ($3\sim10$)、場合によっては消滅する ($11\cdot12$)。 ④中心飾の下から派生する蕨手が、上から(10・11)あるいは中央から(12)派生する。前者は文様の天地が逆転したと解することもできる。 ⑤三角に張り出した両脇区の界線が曲線化する(12)。⑥大粒だった外区珠文(1)は2以下で細かい珠文を密に配するものが多くなる。 初現的な1・2は藤原頼通が法成寺再建・造営を進めた11世紀中葉、末期的なものには12世紀前葉の年代が与えられる。図1-21と 同笵例は指摘できないが、C字背向中心飾の形から7などが近く、12世紀初頭前後のもので、平城宮所用瓦ではあり得ない。11・12世 紀の丹波系軒瓦が正式の発掘調査により奈良県下で出土した例はないが、有名寺院出土瓦コレクションに丹波系軒瓦が混在した例は、骨 董商の介在による出土地詐称の可能性がある。江戸末期に骨董商が介在する出土地詐称は考えにくいが、石山寺尊賢僧正(1749~1829年) が寛政 9 ~ 11 年に蒐集した瓦拓本集『知足庵古瓦譜』では、17 に近似する丹波系軒平瓦が「和州天香具山」採集品として登録されてい る[青山 2008]。同品は「山科来迎寺玉潾和尚」から「寛政十年七月十九日」に寄贈されたもので、同人から同日に寄贈された「城州法 勝寺」で採集した単弁十二葉蓮華文軒丸瓦と錯乱したらしい。『知足庵古瓦譜』が記録した瓦採集地点等は詳細かつ厳密であるが、親し い間での採集品交換は江戸時代によくあり、そこでの聞き違いや記録違いで混乱が起きたこともあったようだ。貞幹『古瓦譜』で12世紀 の丹波系軒平瓦を「平城宮廃址」と誤解した経緯も同様かもしれない。

貞 版 裁 貞 で が 仮 格 瓦 又 لح が 幹 線 上. 幹 瓦 譜 載 は わ な 製 え 的 ょ が 古 る 面 b あ だ ょ さ 平 う ٤ に 0 0 か え 本 和 0 か 瓦 な は 斉 ŋ 古 ること لح 古 で 城 拓 特 れ で れ 綴 に 貞 9 譜 古 61 傍 前 重 宮 書 影 徴 瓦 は 瓦 で て 他 る 本 幹 瓦譜 た に 図 製 図 譜 あ 書 を 0 が 譜 本 平 瓦 名 0 で 61 0 可 b ま は 掲 を 収 青 書 城 貞 本 る あ る 0 1 が で、 は 1 古 能 確 ま た 載 幹 に 印 に乱 録 枠 に 宮 つ な 痕 解 解 る 聖実であ 性 瓦 する だ 説 押 は b 跡 同 L で は 瓦 貞 つ 20 W か 説 b 譜 古 藪 見 捺 て と じ 拼 は 幹 た と 9 か 7 太 な T の あ 瓦 藪 中 た 特 線 他 21 表 b た 5 述 9 W L L 11 で、 る。 落 0 徴 て る た لح 体 0 安 古 て 紙 本

は所用殿舎を傍印字したのである。 は所用殿舎を傍印字したのである。 は所用殿舎を傍印字したのである。 は所用殿舎を傍印字したのである。 は所用殿舎を傍印字したのである。 は所用殿舎を傍印字したのである。 は所用殿舎を傍印字したのである。 は所用殿舎を傍印字したのである。 は所用殿舎を傍印字したのである。 は所用殿舎を傍印字したのである。

紹介は別の機会に譲る。 文化研究所所蔵の好古堂 作した瓦拓本集には、 これを合成して冊子本・巻子本・折本に仕上げる場合、 政一一(一八二九)年、 う拓本を裏打ちして貼付する。 には、この方式が有利である。 大きさに合わせて画仙紙を切り、 貞幹『古瓦譜』の製作法 タンポで墨を打つ(湿拓)。 この切紙貼付方式で製本した例が少なくない。 すなわち貞幹が没した翌年に製作された黒川古 「瓦譜」 通常、 拓影の大きさは対象によってまちまちで、 貞幹の影響を受け、 はその好例である。 画仙紙を密着させて鮮明な拓本を得る 湿気を与えて画仙紙を対象に密着さ 我々が拓本を採る時は、 各地の同好の士が製 好古堂「瓦譜」 版面に収まるよ 対象原品 文 の 0

もある。 半分の面積で間に合うが、 仙紙や和紙に採拓し、 また、二つ折り袋綴にすると、 は密着させにくく、 、も二倍大紙方式のほうがすぐれている。 かし、貞幹 しかし、 『古瓦譜』の大部分は、 短い時間で冊子の体裁を整えるには、 採拓時に浮いて鮮明な拓本にならないことがある。 二つ折りして袋綴にする。 大きな軒瓦や平瓦には表裏頁にまたがる拓本 一頁分の紙面積は半分となる。 袋綴冊子に見合った二倍大の 対象より大きな画仙紙 切紙貼付方式よ 文字瓦は 画

法金剛院『古瓦譜』は「古瓦彙 所持一 文政十亥年春ヨリ始」「古瓦彙善貞幹の影響を受けて、宝静誉淳(一七六五~一八四四年)が作成した

他家蔵 持分三 別され、当初は「所持分」を中心に二倍大紙方式で編集していたが、 り、 瓦集五 所持分 文政寅年 并天保元年 二卯年 同三年辰年」の八帖からな 他所蔵」(文政十年夏六月)「古瓦彙 所持二 文政十亥年分」「古瓦彙 ら截断した文字瓦拓影を貼付する。 瓦集五」に付加した「平安古宮城廢址瓦 入手した拓影も含むが、自身で採拓したものが主体となる。 家蔵分には切紙貼付方式を採用した例が多くなる。 九八〇]。 貞幹没年から天保三(一八三二)年にかけて作成された[山 文政十二丑蔵二月ヨリ」「古瓦譜 壹」(文政十三年寅九月) 「古 文政十亥□分」「古瓦譜 収録した拓本はおもに「所持分」「他家蔵(他所蔵)」 所持之分□ 十三品」は貞幹『古瓦譜』か 文政十十一亥子」 他家蔵分には交換 しかし、「古 に大 所 本

け 世 集した瓦を、 語 彼独自の瓦年代観も構築しつつあった[上原一九九七]。法金剛院で採 宝静誉淳は遺跡や使用殿舎・堂塔に関わる情報にも注意を向けており、 瓦譜』は現在なお研究基本資料としての有効性を失っていない。 を拓本に傍書したものが少なくない。その傍書によって、法金剛院 院などの大和・山城の身近で採集したもので、 六○○点を越える軒瓦の九割以上は平城京・平安京や唐招提寺 に移り、法金剛院で没したという。法金剛院『古瓦譜』に収録され っている。 おろか採拓の機会さえなかったことを、 熱心に蒐集しても、 .紀以降の瓦)に正しく区別したのはその好例である。 宝静誉淳は唐招提寺七五代長老を務め、 天安寺所用瓦(平安時代前期瓦)と法金剛院所用瓦(一二 貞幹 『古瓦譜』 掲載の平安宮所用文字瓦は、 法金剛院 後に京都の壬生寺・法金剛 採集地に関する詳細情報 『古瓦譜』は明確 しかし、 ・法金剛 さらに、

以上、拓本で袋綴じ冊子本瓦図録を作るには、基本的に切紙貼付方式

迎寺玉潾和尚 紙五八枚 集(石山寺『古瓦譜』)は、 賢僧正(一七四九~一八二九年)が寛政九~十一年に蒐集した瓦の拓本 入手経路を記す。 下数品同之」「寛政十歳次戊午冬十二月於京師得之」など入手年月日や 有梵文磚瓦」などの呼称を記し、右上におもに「和州天香具山」「石山寺」 は白紙である。各頁の拓本の上には と二倍大紙方式とが考えられるが、やはり、 [青山二〇〇八]。すなわち、 法勝寺小塔院」 (表紙を除く)を和綴じした同書は、 寬政十年七月十九日」「寬政十歳秋八月穿掘廃址得之以 などの採集地 もっと手間のかかる方法で編集されている 縦二七・○㎝、 ・出土地を記す。さらに左下に 「頭瓦」「檐磚瓦」「五輪塔形水輪中 貞幹の影響を受け石山寺尊 横三一・八㎝の横長の和 左頁だけが拓本で、 山 裏面 |科来

別丁挟み込み方式の変異型と理解しておきたい。 江戸時代の版本を実見する機会が少ないので、多色刷り図を別丁挟み込 青山 み方式にする例があるのか知らないが、石山寺 を同様の方式で挟み込んで製本することがあった や美術雑誌において、 という手間をかけている。カラー印刷が不如意だった頃には、 このところで本紙を切り取り、 紙が大きいので、 袋綴じ冊子のように一拓影が表裏にまたがることはない。 の観察によれば、 完形軒平瓦の瓦当面や完形平瓦の拓本も一頁に収ま 製本に際しては、 別刷りしたカラー図版やコロタイプ図版 残った綴じ紙に各拓本の右端を貼り込む 和綴じした冊子を綴じ目から数 『古瓦譜』 (別丁挟み込み方式)。 の編集方法も 豪華書籍 しかし、 (別丁)

で、本稿では議論の対象外とする。切紙貼付方式は巻子本・折本・冊子別丁挟み込み方式の三つの例が確認できる。別丁挟み込み方式は特殊で冊子本型式の瓦図録を製作する場合、切紙貼付方式、二倍大紙方式、「無佛斉古瓦譜」の特徴と意義・年代 以上、近世の日本では、拓本

集の主流である。 絶対多数を占めるため、二倍大紙方式の袋綴じ冊子本が近世の古瓦拓本本を作る場合にもっとも普遍的な方法と思われるが、貞幹『古瓦譜』が

でとに拓本を採る板本にはない手間は付いてまわる。でとに拓本を採る板本にはない手間は付いてまわる。それでも一点は無のは名所図会などに普遍的な体裁で、出版物として整っている。傍書をのは名所図会などに普遍的な体裁で、出版物として整っている。傍書をのは名所図会などに普遍的な体裁で、出版物として整っている。傍書をのは名所図会などに普遍的な体裁で、出版物として整っている。傍書をのは名所図会などに普遍的な体裁で、出版物として整っている。傍書をのは名所図会などに普遍的な体裁で、出版物として整っている。それでも一点のは名所図会などに拓本を採る板本にはない手間は付いてまわる。

ても、 ず 善韶は東所と号し、 なかったのかもしれない。 にない拓影が散見する。 収録拓影がほぼ共通する安永本と比べ、[中之]には他の貞幹 われる。しかし、[中之]と同体裁の貞幹『古瓦譜』は見つかっていない。 幹 自序だけでなく伊藤善韶(一七三○←一八○四年)の序文がつく。 瓦譜』([中之])である。この最古の年紀をもつ貞幹『古瓦譜』に のが、 ^れも版木によるもので、安永五 (一七七六)年の年紀をもつ多くの貞 『古瓦譜』の自序が手書であるのと異なる。 「無佛斉古瓦譜」と同様、 版木で序文を起こしたのは、 明和四(一七六七)年の序文をもつ大阪府立中之島図書館本 伊藤東涯の孫に当たる。 何か気に入らない点があり、 システマティックな製作意図が察知 同じものを複数作る計画だったと思 自序および善韶の序文は 本体は一点ごとに採拓し 量産化に踏み切 『古瓦譜 できる

を網羅的に検討した藪中は、「採拓が不慣れなこと、筆で強調した文字、同体裁の『古瓦譜』を複数作る計画だったと思われる。貞幹『古瓦譜』版木で青枠を作り、傍印字した「無佛斉古瓦譜」も、[中之]と同様、

ことが納得できる」と考えた。「無佛斉古瓦譜」も採拓技術が劣るので、 か否か異論の余地がある。 年波で技術は衰えることもあるので、 拓すると原品が痛んで拓影が朦朧となる。 実見した当初は[中之]のような古い貞幹『古瓦譜』の可能性も考えた。 文字の位置が異なる拓影、 濃淡が異なる拓影もある」と述べて、 慣れ不慣れ以外に、 同じ文字が異なる瓦片に認められること、 拓本の良否は紙や墨にも左右され、 **藪中の説明法を採用するのが妥当** [中之]が また、 経験的に言えば、 「安永本よりも古い 沢山採 寄る 墨

晩年の基準資料となるかもしれない 字瓦は漸次減少している。 等後期の拓本には真物としか考えられない文字瓦が多くて、 瓦譜』の中でも収録拓影数が最多。清野謙次分類「古瓦譜第六種本」で、「是 述を貞幹最晩年の見解として引用するに留めた。ただし、 にわけた。 が記録された貞幹『古瓦譜』八本を分類して、製作年代をⅠ~Ⅶ した[中之]を貞幹古瓦集成の端緒とし、 く祝す可くである」と高く評価されている [清野一九四四]) 藪中は実査した貞幹『古瓦譜』二七本と臨書本六本、 藪中がⅧ期とした[東二](東京国立博物館蔵本。 〈一七九四〉 年代分類の是非は私には判断できず、本稿では藪中がⅠ期と 年冬に康民が貞幹自筆本を改装したもので、貞幹 貞幹晩年における材料蒐集の進歩上、 『好古日録』『好古小録』 実査してい 貞幹没直後の 実見していな 疑わしい文 は、 喜ぶ可 の七期 貞幹 の記 ない 古

瓦譜」が限定された時期の所産であることは確実なので、その製作年代にはない明確な編集方針のもとで、二倍大紙方式で採拓した「無佛斉古て新旧拓影が交雑している可能性が高い。その点、青枠・印字という他ので、すべて同時代に採拓したものとは断言できず、収録量から推定ししかし、同書の収録拓影は切紙貼付方式で再構成されているとの由なしかし、同書の収録拓影は切紙貼付方式で再構成されているとの由な

を特定することは重要である。

用した清野謙次の評価は妥当性を欠くことになる 末期の貞幹 たが果たせなかったのだと推測したい。 なかでは最末期のもので、 り墨入れした形跡がある。 跡 をしたにもかかわらず、 |主計寮」 (図1-16)、 「民部省」 (図1-19) 『があり、一体の彫刻品と思われる「太政官」(図1−3)や「鴻臚□」(図 -5) b, 無佛斉古瓦譜」 二重採拓法による「典薬寮」(図1-6)や 『古瓦譜』なら、収録文字瓦の大半は捏造品なので、 破片形態は同じでも文字自体が朦朧となって、 の製作年代に関しては、 仮製本で和綴本の体裁を採らず、 採拓技術は劣っているが、 青枠・印字という体裁を整えて量産化に備 ただし、「無佛斉古瓦譜 青枠・ の文字型は彫り直した形 「神祇官」(図 印字という量 貞幹 他に類 『古瓦譜 彫り直した %品もな 産準 が 13 の 備

貞幹 と傍書する。 明 とくに捏造文字瓦が多いなかで、実物が確認できる凸字「警固 幹が関与した『大内裏図考証』のなかに瓦を根拠とする議論を捜索した。 そかになっている。 九州産であることを知らなかった貞幹が、 の警固所に該当すると提言したのは貞幹だろう。 を守護する人の詰所で、 は に関心が集中し、 資料であることを強調したが、現在の貞幹 貞幹の古瓦研究が目指したもの 和四(一七六七)年の[中之]が 「無佛斉古瓦譜」を他の貞幹『古瓦譜』と比較検討するとともに、 『古瓦譜』 貞幹がたどり着いた一つの結論である。 や 貞幹が求めた 『好古日録』 泉下で、貞幹はさぞ嘆いていることだろう。 『大内裏図考証』 は 「古製」が何かという肝心の議論はおろ 「警固所」 「所用今不可知」としたのに、 貞幹は古瓦が歴史像(古製)を知 「大宿直」 平安宮の建物施設のなかに妥 『古瓦譜』研究は文字瓦捏造 あるいは 凸字 項の割注に、 大宿直とは 警固 大宿直 」瓦に関し、 瓦 廢址 本稿 大内裏 後

説は誤っていても、貞幹が注目し提起した問題は未解決なのである。とまって供給された歴史的背景は依然として謎のままである。貞幹の仮すなわち一〇世紀後半を中心に、北部九州産瓦が平安宮や西寺などにま固」瓦等の生産体制や需給関係を、説明する確答もまだ得られていない。当な使用施設を探した結果である。しかし、現在明らかになった凸字「警当な使用施設を探した結果である。しかし、現在明らかになった凸字「警

ずしも研究仲間からも全面的に支持されたわけではないのだ。文字瓦の紹介や見解・評価は認められない。貞幹が提起した仮説は、必裏図考証』第一之上巻(都城左京)・下巻(都城右京)には、これらのと評価を新たにし、『好古日録』もその見解を維持する。しかし、『大内坊」「右坊」瓦も、後の貞幹『古瓦譜』では「左京築墻」「右京築墻」瓦なお、「警固」瓦と同様に、[中之]時点で「所用不可知」とした「左

のだ。 建築史家の手になるが、 料瓦)を葺いた平安宮大極殿の再現を目指した平安神宮本殿 最近になって、 荘厳に関わるという思いを貞幹が抱いていた可能性を示す。 瓦料」の存在を指摘したのは、 示されている。 また、宮殿所用瓦のなかに碧料瓦、黒料瓦、紫褐料瓦、白料瓦などの 宮殿の屋根景観に関わる貞幹の関心が先駆的だったことは、 平城宮第一次大極殿再現に黒瓦を採用した事実に端的に こうした貞幹等の近世文人の思いを継承したも 宮殿建築における屋根の色が建物の格や は 緑釉瓦(碧 明治の ごく 屋

概念を創出した貞幹の思いは、 斉古瓦譜」に至るまで赤色顔料で採拓し続けている。 "大内裏図考証" 方、 少なくとも、 白料瓦については晩年の 概念を撤回した可能性もあるが、 古瓦研究を「古製」を知る手段と考え、 や再現された宮殿建築で具体化されたと考えられる。 事実認識次元では問題があるとしても、 『好古日録』 紫褐料瓦に関しては の 「屋瓦料」 私見では、 碧料瓦 から省かれて 黒料瓦 宮殿所

お追究すべき研究課題として我々の前にある。根景観復元は今後の課題である。つまり、貞幹の屋瓦料概念は、現在な赤色顔料の塗布などで仕上げた赤瓦は確実に存在する。それに基づく屋用瓦は不確定だが、寺院所用瓦には酸化炎焼成、鉄分の多い胎土利用、

り、 然、 えた上で、 石文等の研究史のなかで、貞幹を正当に評価するには、史料批判を踏 ぶことは許されるだろう。 呼称は長すぎるので、 ては、 る可能性が提示できた。 を示すことにあり、『大内裏図考証』を参照して、 は、 じて考えた「古製」にアプローチしたのは副産物である。 本稿の主目的は黒川古文化研究所所蔵 本稿はその端緒を示したにすぎない。 貞幹の捏造行為も含まれる 藪中も未見の黒川真道所蔵本[黒川]と区別して[西宮黒川]と呼 収録された瓦拓影から貞幹『古瓦譜』 貞幹が求めた歴史像を具体的に明らかにすることが重要であ 今後、 黒川古文化研究所所蔵 しかし、 他の貞幹『古瓦譜』と比較・研究する場合 古瓦や考古学、 「無佛斉古瓦譜」 その史料批判の対象には、 のなかでも末期の作品であ 「無佛斉古瓦譜」という 古代史、 貞幹が古瓦研究を通 を紹介し特徴 主目的に関し 建築史、 当

考え、 凸字 窯 文字を刻んだ叩板で刻字。平瓦は桶巻作りである。 捏造瓦のモデル た本物の文字瓦である。「無佛斉古瓦譜」では手が加わっているが、 木工」(図1-9· 中之」にも収録されている。 (中央官衙系瓦屋) 凸面は縦縄叩なので刻印場所に適さない。 「警固」「左坊」「栗」「中」(図1-4·8·17·18)、 自説を補強する目的で拓影を捏造した。 貞幹は平安京出土の文字瓦が瓦の供給先を意味すると <u>15</u> の製品で、 が該当する。 警固」 枚作り平瓦の凹面に刻印した例が多 は北部九州産で、 いずれも最初期の貞幹 平瓦凹面や丸瓦凸面に節 モデルになるのは採集し 残りは平安京周辺瓦 丸・平瓦凸面 正凹字「右坊 『古瓦譜

瓦譜』に収録されたものは少ない。書きした本物の文字瓦は、生産地を問わず普遍的に存在するが、貞幹『古書

場合、 26 を刻印すると、文字の高い部分は押圧が弱く、布目が残ることが多い 薬寮」(図1-6)、「神祇官」(図1-13)が該当する。平瓦凹面に凸字 物の平瓦片を使った二重採拓法が適している。 目表現が曖昧である(図14)。 押捺した例 においては「太政官」(図1-3)、「鴻臚館」(図1-5)が該当する 字型を二回にわけて採拓した二重採拓法による捏造瓦もあるが(「春興 字瓦である。 た文字型の彫り直しはそれを裏づける 上面に布目はなく捏造品と判断しやすい。 かったかもしれない。これをモデルとした場合、ベースとなる瓦片と文 してふさわしくない北部九州産瓦と知っていたら、 表される北部九州産丸・平瓦、すなわち文字を刻んだ叩板で刻字した文 民部省」)、 方、 このなかで貞幹が拓影捏造のモデルとして好んだのが、 $\underbrace{\overset{.}{1}}_{\circ}$ 栗 彫刻で布目を表現するのは難しい。 「典薬寮」や「神祇官」瓦は文字がくっきり浮き出ているのに、 (図1-10)は一体の彫刻品と思われるが、[中之]でも布 など一枚作り平瓦の凹面に刻印した文字瓦をモデルとした 一体の彫刻品で捏造した例が顕著である。 文字は叩目のある凸面に配する。平安宮の諸殿舎所用瓦と 布目を明確に採拓するには、ベースに本 平瓦凹面に凸正字「左京」を 「無佛斉古瓦譜」で推測でき 「無佛斉古瓦譜」 貞幹はモデルにしな 「無佛斉古瓦譜 「警固」に代 では

の所業である。「無佛斉古瓦譜」は、他の貞幹『古瓦譜』と同一破片の品が捏造か否か判断するのはかなり難しい。基本的には異本を比較検討品が捏造か否か判断するのはかなり難しい。基本的には異本を比較検討いずれにしても、実物で捏造品を見分けるのは容易でも、拓影から原

とともに「捏造を裏づけられる重要資料である。 拓影であるにもかかわらず、原品の摩耗や文字の彫り直しで、製作年代

参考文献

	青山均
について」『大津市歴史博物館研究紀要』一五号	二〇〇八年「〈資料紹介〉石山寺知足庵コレクション (古瓦・古瓦譜)

―承和転換期とその周辺―』(角田文衞監修・(財)古代學協會編集)網 伸也 二○一一年「造瓦体制の変革期としての仁明朝」『仁明朝史の研究

思文閣出版

井内古文化研究室 一九九〇年『東播磨古代瓦聚成』

伊藤 潔 一九九九年「平安京右京三条一坊1」「同2」『平成九年度京都市

上原眞人 一九九四年a「瓦の語るもの」『岩波講座 日本通史第三巻 古代

埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究所

2』岩波書店

上原眞人 一九九四年b「前期の瓦」『平安京提要』角田文衞監修、角川書店

上原眞人 一九九七年『瓦を読む』歴史発掘一一、講談社

上原眞人 二〇〇〇年「文字瓦と考古学―藤原貞幹の転向―」『文字瓦と考古

学』日本考古学協会第六六回総会研究発表資料(国士舘大学大会

実行委員会)

上原眞人 二〇一〇年「摂関・院政期の京都における丹波系軒瓦の動向」『碑

教藝術』三〇八号、毎日新聞社

植山 茂 一九九九年「平安時代中期の官瓦窯について」『瓦衣千年』森郁夫

先生還曆記念論文集刊行会

大谷高等学校法住寺殿跡遺跡調査会

一九八四年『大谷中·高等学校校内遺跡発掘

木		清 菅	- 女 - 薜
木津川市教育委員	『史跡高麗寺跡Ⅱ ―史跡整備事業に伴う発掘典還暦記念論集)』	菅波正人	二〇一八年『史跡鴻臚館跡―鴻臚館跡二品六七、(財)京都市埋蔵文化財研究所・京一九九四年「鴻臚館(一二〇〇 平安京
木村捷三郎	−」『史林』第一五巻第四号、史学九三○年「山城幡枝発見の瓦窯址報告−』木津川市埋蔵文化財調査報	菅 波 正 人	文化財調查報告第一三五七集、福岡市教会二〇一九年『史跡鴻臚館跡―鴻臚館跡―鴻臚館跡―鴻臚館跡―
木村捷三郎	一九三八年「仁和寺円堂院私考」『史蹟と古美術』第二一巻第一号、―木村捷三郎先生頌寿記年論集―』一九七六年収)	清野孝之	二〇〇四』奈良文化財研究所二〇〇四年「大極殿院の屋根の色」
木村捷三郎	一九三九年「平安京における緑釉瓦の一考察」『考古学』第一〇巻国史普及会(後に『造瓦と考古学』前掲、所収)	高橋健自	考古學會一九一五年「古瓦に現れたる文字」『考古学雑誌』第五巻第一二号、
九州歴史資料館	二〇〇〇年『大宰府史跡出土軒瓦・叩打痕文字瓦型式一覧』第三号、東京考古学会(後に『造瓦と考古学』前掲、所収)	詫間直樹	編纂過程を中心として─」『書陵部紀要』第五五号、宮内庁二○○四年「裏松固禅の著作活動について─『大内裏図考証
京都市文化市民局	~ 二○二一年『史跡西寺跡発掘調査総括報告書』一九八三年『史料 京都の歴史』第二巻 考古、平凡社	竹居明夫	中央公論社(後に森浩一編『考古学の先覚者たち』一九八五年収録、一九八三年「藤原貞幹の古代研究」『歴史と人物』昭和五八年四月号、
京都市埋蔵文化財研究所	研究所 一九九六年『木村捷三郎収集瓦図録』		一九八八年に中公文庫となる)
清野謙次	一九四四年「古瓦に関する研究史」『日本人種論變遷史』小山書店	角田文衞監修	一九九四年『平安京提要』角川書店
國學院大學研究開	國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所 二〇〇八年『近世の好古家たち―光	寺島孝一	一九七九年「平安京出土の北九州系文字瓦につい

論集 (古代學協會創立二五周年・平安博物館開設一○周年記念)』

圀・君平・貞幹・種信―』雄山閣

向日市教育委員会 一九八七年『長岡京古瓦聚成』向日市埋蔵文化財調査報告書第

二〇集